JAハリマの概要

ディスクロージャー誌 2023



ハリマ農業協同組合

1. 2. 3. 4. 5. 6.	彩彩彩事事農地-	営営業業 実域で	つ理基管の活振貢ク資事念本理概動興献管本業	大大は、大大は、大大は、大体に、の活情に	制(ト動報の	令和ニュ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・4ク・・	・・年ス・・	· 度 (· ·) 令	· 和 ·	14	・・・年・・		• • • •			:	:		:										:	 			10
4	1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 7 .	沿機組組地役職事	概革構合合区員員務定要·区員員一構数所信	あ数組覧成の	• 織() • • •	・ ・ か・ 殳 ・ ホ	• • 犬• 曼• 5	・・況・一・バ	• • • 覧 • 昕	· · · ·) · 	•																						 			11 18 18 19 19 19 20 20
I .		貸損注剰財部会益最利資受	の借益記余務門計の近益金取状対計表金諸別監状の終運・	照算。処表損査況5括用支	・分の益人 事表収	・ 計正計の 業 支	・ 算権算法 一手・ ひに	・ 書性書を しきゅう	等の・訳	・・に・・・主・	・・か・・ 要・・	・・か・・な・・	・・る・・ 経・・	• • 確 • · · · 當 • •																			 			2 2; 4; 4; 4; 4; 4; 4; 4; 4; 4; 4; 4; 4; 4;
ш .	(3)	信) 12 12 34 56 78 9 10 1 1 2 3 1 1		業に目別金 出出務出出要協本倒出為証類品価証価銭	別貯等別金金保金金な法補引金替券別有証券証則金に貸びて記るで続けて当代取して何続等表	庁金に貸のの証のの農こて当賞取に有価券等券会列門と会封見付ぎぎ基と会封制作言列のの	金銭関出金旦見吏業業基心金印及関西正銭ののい。	平高す金利保返途種関づ契のの実す証券存時時	標均(る平条別額別別係く約期額績る券種期価価	残 指均件内の内残の開の末 指平類間情情	高 標残別訴担訴高貸示あ残 標均別別報報		訴高別高 金権信及 高均高	残り、残の託びの発	高いい高米に期	15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1	高及る	ひ農	協	融法	再に	生	法	開	示仆	責権	権I	区	分(IC;	基			権の任	呆全状 》	兄

	(1 (2 (3 (4 (5 3 (1 (2 (4	共)))))農)))))済長医介年短業購販保利そ系規密語の	明泰蒦金明•蜀气宫用•系系共共生事事事事事	共そ斉斉舌業業業業済のの新そ取取取取	の他年契の扱扱扱扱	共の金約他実実実実	筝	額の高取	保共扱	有済	高 金				· 高																			51 52	
	1.	営諸打利益率 利益率 貯貸署	枢	 宁証	•			•	:	•	:					•	•	•	•		•	•	•	•		•			:	:	•			54 54	
	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.	己自自信信派証出リ金資己己用用生券資ス利	登登ノノ 寄とそっ 本本スス品エの・	のカクヤヤカ 構充に削引スこェ	成実関減及ポれイ	に度す手び一にト	間になる は関事に期々すみ	す項関決一るな	る す済にエし	事・る期関ク	項・事間する	・ 項取るポー	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の頃ジョ	取ったされる	引す ・ ー (れ・	相・に に る	手・ 関 エ	すった	・ る ス	・ 事: ポ·	· 項 一	・ジ			-	對	・ す	・ ・ る	· 事	:			55 57 59 61 62 63 63	7
VI	1. (2 (3 (4 (5 (6 (7 (8	結グ)))))))))) 情ルグ子連最連連連連連連連連連連	プレ会告近告告告 プー社事の貸損剰キ	プ等業年昔益余々のの概間対計金ッ	事状況の照算計シ	況(連表書算	令和 吉事	4	年年	度	の <u>:</u>	主								•		•	•		•	•	•	•	•	•	•			65	j
	(10 (11 2.1 (12 (12 (12 (14 (15) (17) (18) (19))))連))))))))))と選問連結自自信信派証才出り金運制を持ている。	品詰自己可用目生券ペ資ス法事己資資リリ商化レそク し事資スススプロニーの	こ業資本本スス品エーの・基年本ののクク取クシ他ウ	づ度の構充に削引スョニェ	の充成実関減及ポナれイ事実に度す手で一川にト	事実に度h 手 バーレニト 業の関にる法長ジ・類の	別状す関事に期ャリすみ	経況るす項関決一スるな	事る す済にクエし	・項事る期関にク	項 事間す関ス	真取るすポー	事」 る。 一:	頃事ジ	項 ヤ-	<u> </u>	اتا ا	関・	す	る	事	項							• る	事	項		87	'
法	定開	示項目	目掲載	載ペ	<u> </u>	ジー	- 覧	.																										96	;

ごあいさつ

初夏の候、組合員ご家族の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。 平素は、JAハリマの事業運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りありがたく厚くお礼申し 上げます。

さて、この3年間は新型コロナウィルス感染防止対策に追われ、経済活動が制限されたことにより農協事業にも大きく影響しました。原油など原材料価格の高騰に加え円安傾向が進み、国内経済はインフレ状況が続いています。農業面においても燃料・肥料・飼料など生産資材価格が高騰し、農家に与える影響は計り知れません。米を中心とした農産物は生産に要する諸経費を価格に転嫁できず、厳しい経営状況となっております。

こうした環境のなか、令和4年度は役員改選により新体制のもと経営基本方針に掲げた「協同の力を発揮し、新時代を切り拓くJAへ」~希望ある農業と地域社会のために~ の実現に向けて、第11次中期経営計画の初年度として事業活動を展開してまいりました。

農業者の経営安定と地域農業の振興に向けて兵庫県や宍粟市の協力を得ながら、良質米や高品質の丹波黒大豆づくりのために、肥料高騰対策として牛ふん堆肥の散布助成を行いました。また、令和4年産米価格の仮渡し金価格維持のために農業支援積立金を取り崩し、昨年度より200円(30kg)上乗せを行い7,000円としました。その結果、昨年度より3,020袋多く14,133袋を集荷することができました。まさに、協同の力の成果が表れたものと思います。

また、宍粟市、龍野農業改良普及センターと共に特別栽培米「ちくさの舞」の生産に取り組みました。「ちくさの舞」は美しく豊かな自然を未来に残すため、自然環境や生態系に配慮した優しい栽培方法で生産されており、地域の生産者の協力により"ブランド米"が誕生いたしました。

一方、経営収支面では事業量の確保が困難な環境ではありましたが、各部門の費用削減や事業管理費の節減に努めた結果、事業利益は2,429万円となり事業計画を達成し、最終的な当期剰余金は5,060万円を計上することができました。厳しい地域経済状況や環境変化の中、一定の成果を上げることができたことは、組合員や地域の皆様のご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、令和5年度は第11次中期経営計画の中間年度として、組合員・地域住民に必要とされ、なくてはならないJAであり続けるために自己改革を進め、持続可能な経営基盤の確立に向けた事業運営の効率化と財務の健全化を図り、魅力あるJAづくりに取り組んでまいります。

本年度はコロナ禍で停滞していた経済活動も徐々に改善し、組合員の皆様との対話をより一層深め、役職員一丸となって事業目標の必達に邁進してまいりますので、今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和5年7月 ハリマ農業協同組合 代表理事組合長 柴原 利春

1. 経営理念

組合員のくらしを守り、組合員をはじめ地域住民のみなさんが、JAの事業活動を通じて、経済的に豊かになる・こころ豊かになる・地域社会が豊かになることをめざします。

2. 経営基本方針

協同の力を発揮し、新時代を切り拓くJAへ ~希望ある農業と地域社会のために~

変革目標 I 地域の特色を活かした持続可能な農業を実現します。

変革目標Ⅱ 地域に寄り添った協同活動により、豊かで暮らしやすい地域社会を実現します。

変革目標皿 経営基盤を強化し、期待と信頼に応える協同組合を実現します。

変革目標 Ⅰ 地域の特色を活かした持続可能な農業を実現します。

- ○担い手の育成支援を実施します。
- ○付加価値の高い農産物の生産推進と有利販売に取り組みます。
- 〇農産物直売所の運営強化と出荷農家の販売額の増大に努めます。
- ○農業関連施設及び農機レンタル事業の整備を行います。

変革目標Ⅱ 地域に寄り添った協同活動により、豊かで暮らしやすい地域社会を実現します。

- ○相談活動を軸とした事業展開とシェア拡大に向けた取り組みを強化します。
- OSDGsの取り組みを実践します。
- ○営業部活動を通じた地域コミュニティの活性化に取り組みます。
- 〇次世代を対象としたファミリー層への活動・関係強化に努めます。

変革目標Ⅲ 経営基盤を強化し、期待と信頼に応える協同組合を実現します。

- ○部門別収支の改善による健全なJA基盤の確立を目指します。
- 〇内部管理体制及び危機管理体制の強化に努めます。
- ○協同組合を実践できる人材育成に取り組みます。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。組合の業務執行を行う理事には、組合員の代表者からなる役員侯補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況(令和4年度)

新型コロナウイルス感染症拡大の収束は見えず、引き続き社会経済活動の抑制を余儀なくされており、日本経済は先行きが不透明な状況が続いています。また、人口減少やマイナス金利政策等を背景にJAの事業環境の厳しさが増す中、総合事業体として機能を発揮していくためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

こうした状況において、当JAでは、令和4年度から「組合員のくらしを守り、組合員をはじめ地域住民のみなさんが、JAの事業活動を通じて、経済的に豊かになる・こころ豊かになる・地域社会が豊かになることをめざします。」をテーマとする第11次中期経営計画の実践に努めてまいりました。

また、農林水産省は、令和4年1月に農協に対する総合的な監督指針を改正し、組合員との対話を通じて引き続きJAにおいて自己改革が実践されるよう、農林水産省(都道府県)が指導・監督等を行う仕組み(いわゆる自己改革実践サイクル)を構築することとされました。これを踏まえ、当JAでは令和4年度事業計画に必要事項を盛り込み、取り組みを実践してまいりました。

特に、ちくさ営業部管内において、特別栽培米「ちくさの舞」の栽培を開始し、担い手の増加や栽培面積の拡大を通じて、農業生産の拡大を図るとともに、有利販売や直売所を通じた販売力の強化を行い、JA出荷米に対する価格助成や、堆肥散布助成による農業者の生産コストの低減に努め、農業者の所得増大を図りました。

内部管理態勢の強化としては、各業務手続きの再検証と改善に取り組むとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざし、コンプライアンス委員会の決定に基づき、役員が先頭に立ってコンプライアンスプログラムの実践に取り組みました。また、組合長に直属した監査室による内部監査を実施してまいりました。

この結果、収支面では事業利益が前年度対比737万円(23.3%)減益となったものの、経常利益は前年度対比419万円(3.9%)増加し、当期剰余金は5,060万円となりました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

(1) 農業者の所得増大に向けた取り組み

インターネットによる販売を強化するため、JAタウン、楽天サイトのリニューアルを行うとともに、LINEやインスタグラムを活用した食彩館伊和の里の情報発信を積極的に行い、来店者の維持・拡大に努めました。また、農福連携による黒大豆枝豆生産の増強や、特別栽培米「ちくさの舞」の発売を通じて、JAハリマ管内の農業全般のPR活動を行いました。さらに、米の価格下落対策としてJA出荷米への助成、肥料価格高騰対策として堆肥散布支援、燃料高騰対策として農家応援燃料価格値引きキャンペーン等を行い、農業者の生産意欲の拡大を図りました。

(2)指導事業

営農指導事業においては、JA直営田による試験栽培を実践し、地域特産物の生産拡大を目的に栽培技術の向上に努めました。また、行政と連携し千種地区において特別栽培米「ちくさの舞」の栽培に取り組み、出向く営農相談活動と合わせて農業者所得の向上と安心・安全な農産物の生産支援に取り組みました。

生活指導事業においては、各種講座を通じ、世代別、男女別のくらしの実践活動や食育活動に取り組みました。また、女性組合員からの要望に応え、「農業のいろは教室」を新たに開講しました。

(3) 販売事業

令和4年産米出荷精算では、JA独自の特別支援を実施しコシヒカリ1等は、引き続き県下では最も高い仮渡金としました。これにより14,133袋(買取米含む)の集荷実績とすることが出来ました。丹波黒大豆枝豆出荷作業では、宍粟市内の4福祉事業所との間で農福連携による出荷調整作業を行いました。

(4) 購買事業

農会組織と連携した共同購入運動の取り組みによって仕入れ数量の把握を行い、仕入れ価格の抑制に努めました。また農家負担の低減に努めました。農作業の省力化(スマート農業)にも取り組みラジコン草刈機のレンタル事業を開始しました。

生活購買では、昨年に引き続きみかた地区で「JA健康ふれあい館」を設置し、組合員の健康づくりに取り組みました。

(5) 給油所事業

近年の国際情勢による原油価格高騰の影響を受け販売数量が減少する中、SNSを活用したライン会員の募集と「ハリまるデー、レディースデー」を中心に各種キャンペーンを展開し集客に努めました。

(6)信用事業

少子高齢化が進む中、持続可能なJA経営基盤の確立に向けて、コスト構造の見直しをさらに進め、 一定の成果を得ました。

また、顧客志向の営業活動を実践していくため、トータルアドバイザー、コンサルティングアドバイザーを核に相続相談や資産形成・運用を中心に渉外活動を展開しました。

(7) 共済事業

「組合員・地域住民に安心と満足を提供する」という共済事業が果たすべき使命と社会的責任を再認 識し、顔のみえる活動を展開して一定の成果を得ました。

一方で事務効率化のために今年度もWebマイページ、JA共済アプリの登録率アップに努めました。 また、今年度は共済新契約件数に基づき、減災・防災にも取り組みました。

(8) その他事業

○堆肥センター事業

肥料価格・生産資材価格が高騰する中、行政と連携し助成制度の活用による環境に配慮した減化学肥料栽培を推進し、堆肥の拡販に努めました。

〇診療所事業

地域の医療を支える拠点として、地域の皆様の健康と安心のサポートに努め、送迎体制の充実と 信頼される医療活動を展開しました。また、新型コロナへの対応として、発熱者外来での感染確認 やワクチン接種の対応を行い地域医療への貢献に努めました。

○葬祭事業

環境の変化に伴う葬家の多様なニーズに対応し、葬儀施行にかかる葬家との打ち合わせ、施行後の相談業務など総合的にサービスの提供を行いました。

(9) 広報活動

広報誌「あぜみち」を通じ、管内の身近な情報や、農業、くらしに関わる情報提供とホームページの充実により広く事業活動のPRを行いました。

(10) 経営管理

<JA経営基盤の確立・強化>

持続可能な収益性や将来にわたるJA経営の健全性を確保する観点から、ATM設置台数の見直しや、事務効率化による業務費の削減に取り組むことで、経営基盤の確立・強化を進めました。

<組合員の意見を反映したJA運営>

地域の農業者や担い手農家の減少が進み組合員が減少する中、組合員の意見をJA運営に反映させるため、営業部運営委員会や総代支部長会だけでなく各種部会等での意見をJA運営に反映できるよう取り組みました。

<適正な業務運営を確保するための体制>

「内部統制システム基本方針」に基づき、コンプライアンス、情報管理、リスク管理などさまざまな内部統制の仕組みを整備し運用しております。また、これらの仕組みを有効に機能させるため、その運用状況を検証し、より健全性の高い業務運営に努めました。

5. 事業活動のトピックス(令和4年度)

JAハリマは、「協同の力を発揮し、新時代を切り拓くJAへ」を経営基本方針とした第11次中期経営計画(令和4年度~令和6年度)に取り組んでいます。 実践初年度の主な取り組み状況を紹介します。

直売所出荷会員数と販売高



販売品販売高

品		Ш	R3年度実績	R4年度実績
	米		93,645千円	82,080千円
畜	産	物	104,145千円	98,348千円
黒	大	豆	20,887千円	22,443千円
黒ス	大豆杉	支豆	4,649千円	6,102千円
食彩館	官伊利	ロの里	130,506千円	131,648千円

1. 地域の特色を活かした持続可能な農業を実現します

農業者の所得増大に向けた 取り組み



- ◆米の価格下落対策として、農業支援積立金の取崩 (約250万円)により、JAへの出荷米に対し、 200円/袋の追加払いを行いました。
- ◆化学肥料の高騰対策として、行政からの生産者への 支援と並行して、堆肥助成約700万円、堆肥散布助 成約356万円(割引による供給)を行いました。
- ◆LINEやインスタグラム等のSNSを活用し、『食彩館 伊和の里』の店頭情報やイベント等、来店につなが る情報発信を行いました。

付加価値の高い農産物の生産推進 _____



- ◆付加価値の高い農産物を拡大するため、兵庫県農福 連携事業の活用により、黒大豆枝豆を増産(前年対 131%)しました。
- ◆化学肥料・農薬の使用量を慣行レベルの50%以下に抑えた特別栽培米『ちくさの舞』の生産・販売を開始しました。(R4年度 741袋)

農業関連施設及び農機レンタル事業の整備



- ◆3か年投資計画に基づき、一宮ライスセンター施設 の改修(初年度9,195万円)を行い、令和4年産米 から稼働を開始いたしました。
- ◆農業従事者の高年齢化と農作業の省力化への対応として、大型ラジコン草刈り機のレンタル事業を開始し、初年度に6件の利用がありました。

2. 地域に寄り添った協同活動により、豊かで暮らしやすい 地域社会を 実現します

次世代を対象とした活動・関係強化と地域コミュニティの活性化



◆各営業部を拠点に、「夏休みこども工作会」、「ふれあい健康体操」、「夏休みこどもミニ縁日」、「クリスマスガラガラ抽選会」など、地域コミュニティの活性化に取り組みました。

- ◆農業や食事の大切さを学ぶ「ちゃぐりんフェスタ」・「か まどごはん塾」を開催しました。
- ◆県立千種高校に営農指導員が出向き、米作りについて講義 を行いました。(3回)

農業環境改善活動の取り 組み

- ◆水稲一発肥料のプラスチック殻流出防止対策河川海洋流 出防止資材の普及活動に取り組みました。
- ◆廃農薬・廃プラスチックの無料回収(653kg、50㎡)により、農業環境改善活動に取り組みました。

3. 実効力のある経営改革により、健全な組織づくりを進行します

持続可能な経営基 盤の確立	◆生活その他事業の収支改善 ◆労働生産性の改善(696万円) ◆自己資本の充実	→ 58:	1万円の収支改善 35万円の改善
墨 の唯立	(自己資本比率18.80%)	→	0.38%の上昇
組合員との対話強 化	◆一斉訪問◆黒大豆講習会の開催◆人・農地プラン会議の開催◆営業部運営委員会の開催◆総代支部長会の開催◆特栽米座談会	1 回開催 3 回開催 4 会場 2 回開催 8 回開催	毎月全戸訪問 22人参加 延50人参加 延44人出席 延105人出席 延110人出席

総合事業による農業振興・地域活性化支援

支援事業名	支援内容	令和4年度実績
		・農会活動助成 222万円
農業振興にかか	農会活動、黒大豆種子、学校農園	・黒大豆種子助成 60万円
る助成	活動に対する助成	・学校農園 12万円
		・農産物品評会種子助成 20万円
農業資金活動支 援助成	農業資金借入に係る利子を最大 1%助成	33件 218万円
組合員組織活動	女性会(29グループ)や年金友の 会等の組織活動に対する支援	女性会グループ活動助成 17万円 年金友の会 242万円

6. 農業振興活動

JAハリマは、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような農業振興活動に取組んでいます。

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動 (トレーサビィリティー) に取り組み、安全・安心な農産物の提供に努めています。 また、各種生産部会を対象に加工品の衛生管理や、農薬の取扱いについて研修会を開催しました。

2. 集落営農組織の育成・支援

地域農業の担い手として、集落営農組織の育成・支援をすすめています。

3. 地産地消の取り組み

管内に農産物直売所を1ヶ所設置し、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。

4. 食育の取り組み

「ちゃぐりんフェスタ」、「かまどごはん塾」などを通じて、子供たちに食と農の大切さを伝えています。また、 管内の学校給食に地元農産物の供給を行いました。

7. 地域貢献情報

JAハリマは、協同組合活動の原点である「組合員の営農とくらし」を守り、地域農業の振興に努めるとともに、地域 社会の発展に貢献するため様々な活動を展開しています。

1. 社会貢献活動

- ① 環境問題への取り組み状況
 - ・廃プラスチック、廃農薬の回収を実施し、さらに環境に配慮した事業の取り組みを行います。
 - ・受動喫煙を防ぐため、JA施設内の禁煙・分煙を徹底しております。
 - ・省エネルギーを実践するため、施設照明のLED化、「クールビズ」の実施に取り組んでいます。
 - ・循環型農業生産を充実させるため、畜産クラスター事業により堆肥センターの処理能力の向上を図り環境保全に 貢献するとともに、良質な堆肥製造に取り組んでいます。
- ② 各種募金活動・公益団体等への寄付
 - 各種募金活動や農会運営への支援を行っています。
 - ・地元の諸行事等への支援を行っています。
 - ・小学校へ学校農園の助成や支援を行っています。

2. 地域貢献活動

- (1) 地域からの資金調達の状況
 - ① 貯金残高(令和5年3月末現在)

(単位:百万円)

種 類	残 高
当座性	24, 726
定期性	44, 604
小 計	69, 331
譲渡性	
合 計	69, 331

(2)地域への資金供給の状況

① 貸出金残高(令和5年3月末現在)

(単位:百万円)

種 類	残 高
農業近代化資金	
その他制度資金	1, 577
農業関連融資	340
事業関連融資	2, 492
住宅関連融資	4, 113
生活関連融資	1, 587
その他	149
合 計	10, 262
	•

(3) 文化的・地域貢献に関する事項

- ・管内の農産物や風景をイラストで綴った「ふるさとの暦」を発行しました。
- ・宍粟市と高齢者地域支え合い活動事業で協定を結び、管内の高齢者を見守る活動を行いました。

3. 地域密着型金融への取り組み

(1)農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、「組合員のくらしを守り、組合員をはじめ地域住民のみなさんが、JAの事業活動を通じて、経済的に豊かになる・こころ豊かになる・地域社会が豊かになることをめざします。」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化

・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の1つとして位置づけ、農業技術・生産性向上に向けた各種 研修会やセミナー等を開催するほか、低利の農業関連融資を活用していただくための普及・推進活動にも取り組ん でいます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

本所の経済部に営農相談員を置き、県の農業改良普及センターとも連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。

また、営業部の融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑚しています。

(3) 農山村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズに応えていくため、融資担当部門と経済部門とが連携し農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施するとともに、各種プロパー農業資金に対応し、また、農業近代化資金等の取扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた担い手支援

農業後継者として農業者の段階に応じた「農業教室」を開催するとともに、新規就農資金等、それぞれの段階に応じた融資制度を設定し経営と生活をサポートしています。

- (5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み 農業融資については、TAC等営農・経済部門と連携し、取引実績や青色申告書等を活用した経営分析を通じて、 農業者に適した資金提案を行っています。また、農業者に対する農機ハウスローン、担い手応援ローン、スーパー S資金等の融資について、JAバンクアプリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行っています。
- (6) 農山村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山村等地域への貢献

「地域密着型店舗づくり」による店舗運営、農産物直売所の運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

また、次代を担う地域の小学生等に対しては、農業への理解を促進するため、「ちゃぐりんフェスタ」「かまど ごはん塾」等による食農教育活動に取り組んでいます。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

[リスク管理の方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理 体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。 また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各営業部と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。 当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。 [コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本所各部門・各営業部等に配置したコンプライアンス責任者・担当者を中心としたコンプライアンス推進の取り組みを行っています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員に徹底しています。組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 当JAの苦情等受付窓口(電話: 0790-72-1234(月~金午前9時~午後5時))

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター (電話:078-341-8227)

東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249)

まずは①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、(電話:03-6837-1359)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停:東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会 のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話し いただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで 手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

(一財) 自賠責保険:共済紛争処理機構

https://www.jibai-adr.or.jp/

(公財) 日弁連交通事故相談センター

https://www.n-tacc.or.jp/

(公財) 交通事故紛争処理センター

https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いたただくか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。 監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況を フォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項 については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、18.80%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項目	内容
発行主体	ハリマ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	852百万円(前年度869百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。 ◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

《貯金商品の一覧》

種類	特 徵	お預入期間	お預入金額
当座貯金	手形・小切手の決済口座貯金としてご利用ください。	期間の定めはありま せん	1円以上
普通貯金	いつでも出し入れが自由な貯金です。給与・年金等の受取、公共 料金等の自動振替口座としてもご利用ください。	期間の定めはありま せん	1円以上
総合口座	1冊の通帳に「貯める・借りる・受取る・支払う」の4つの機能が セットされて、給与・年金の自動受取、公共料金の自動支払など 日常生活に必要なお金を財布代わりとしてご利用いただけます。 また、各種定期貯金とセットにしておくと、口座の残高が無くなっ ても定期貯金の一定の範囲内で自動的に融資も受けられます。	期間の定めはありま せん	1円以上
通知貯金	7日間の据置期間経過後、お引き出しできる貯金です。さしあたり使う予定のないまとまった資金にご利用ください。	7日以上 2日前のご 通知でお引き出しでき ます	5万円以上
貯蓄貯金	普通貯金と同様に出し入れは自由です。毎日の残高に応じた5 段階の利率が自動的に適用されます。給与・年金等の受取、公 共料金等の自動振替口座としては、ご利用いただけません。	期間の定めはありま せん	1円以上
定期積金	目的に合わせて掛金・積立期間が選べます。ライフサイクルに合わせてコツコツつみたてていくのに最適です。	1年以上 7年以下	1,000円以上
スーパー定期貯金	1円以上を1円単位で期間に合わせて預入ができます。普通貯金に比べて好利回りの商品です。	1か月以上 10年以内	1円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の大きな資金の運用に最適の商品です。お預かり時の利率は市場金利に応じて決定します。	1か月以上 10年以内	1,000万円以上
変動金利定期貯金	預入期間中の金融情勢の変化により6か月ごとに利率が変動します。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1年以上 3年以内	1円以上
期日指定定期貯金	満期日は、1年以上3年以下で任意の日を指定でき、利息は1年 複利で計算されるので有利に資金を増やします。また払戻日に 一括課税されるので節税にもなります。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未満
一般財形貯金	お勤めの方で事業主を通じて給料等から天引きされ預入されます。お使いみちは自由です。	3年以上	1円以上 1円単位
財形年金貯金	年金の受取を目的とする、55歳未満のお勤めの方で事業主を通じて給料等から天引きされ預入されます。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税の特典があります。	5年以上	1円以上 1円単位
財形住宅貯金	住宅の取得を目的とする、55歳未満のお勤めの方で事業主を通じて給料等から天引きされ預入されます。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税の特典があります。	5年以上	1円以上 1円単位
積立式定期貯金 (エンドレス型)	積立期間の定めがなく、解約の申し出があるまで積立が継続されます。 いざというときに備える貯金で豊かな生活設計や暮らしの基礎を築くための貯金です。	期間の定めはありま せん	1円以上
積立式定期貯金 (満期型)	指定した満期日に一括して積立金額を受取ることができます。目 的に対してコツコツと積立てたい方にお勧めです。	7か月以上 10年以内	1円以上

◇貸出業務

協同組合金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

《融資商品の一覧》

種類	ご利用対象者	資金使途	ご融資期間	ご融資金額
JA住宅ローン	満20歳以上満65歳以下の組合員。 完済時満79歳以下であること	住宅の新築、増改築 住宅・土地の購入 中古住宅の購入 他金融機関からの借換等	3年〜40年以内(金利 方式・使途により異な ります)	10万円以上 10,000万円以内
JAリフォームロー ン	満20歳以上満65歳以下の組合員。 完済時満79歳以下であること	住宅の補改修。宅地内の植樹 又は造園。門、塀、車庫、物置そ の他住宅に付帯する施設の 設置又は改良。	1年以上 15年以内	1万円以上 1,000万円以内
JAマイカーローン	満18歳以上、完済時79歳以下の組 合員	自動車・バイクの購入、点検・ 修理・車検に必要な資金等	6か月以上 10年以内	1万円以上 1,000万円以内
JA教育ローン	満18歳以上、完済時70歳以下で、 就学予定または就学中の子弟を有 する組合員	入学金・授業料、その他の学 費及び家賃等	最長15年でかつ在学 期間+9年	1万円以上 500万円以内
JA多目的ローン	満18歳以上、完済時74歳以下の組 合員	生活に必要な一切の資金	6か月以上10年以内	1万円以上 500万円以内
	満18歳以上69歳以下の組合員	生活に必要な一切の資金	2年(審査後継続可)	極度額20万円
	満20歳以上69歳以下の組合員	生活に必要な一切の資金	2年(審査後継続可)	極度額50万円
JAカードローン	満20歳以上64歳以下の組合員	生活に必要な一切の資金	2年(審査後継続可)	極度額100万円, 150万円,200万円 300万円 のいずれか
営農ローン	満18歳以上の組合員	営農に必要な資金	1年(審査後継続可)	10万円以上 300万円以内

[※]融資商品のご利用にあたりましては、ご利用いただける条件等を満たしていただく必要があります。 詳しくはJAハリマ各営業部窓口または渉外担当者にご相談ください。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

《金融事業サービスの一覧》

取扱サービス	特 徵
為替サービス	お受け取り人の貯金口座に確実に入金する振込サービスや小切手・手形の取立を代行し、あなたの口座に入金する代金取立サービスなどがあります。 全国どの民間金融機関でもお取り扱いいたします。
給与振込	給与があなたの貯金口座に自動的に振り込まれるサービスです。 給与支払日の朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振替のため安全・確実です。
年金自動受取	お手続きを一度していただくだけで年金が受給日にあなたの貯金口座に振り込まれるサービスです。 初めて年金をお受け取りになる方は「年金裁定請求書」により、また JA以外でお受け取りの方は「支払機関変更届」等により手続きをしていただきます。
自動受取・支払	電気・電話・NHKなどの公共料金や、税金・家賃・授業料・各種クレジット代金などのお支払いをあなたに代わって行うサービスです。 お申し込みの手続きには、通帳・お届印などが必要です。
キャッシュカード	通帳・印鑑なしで普通貯金などのお引き出し、お預け入れをCD・ATMでご利用いただけるカードです。 お引き出しについては、土曜日や日曜日はもちろん祝日でもご利用いただけます。 全国のJAはもちろん民間金融機関や郵便局のCD・ATMで貯金のお引き出しができます。 *全国のJAでのご利用手数料は終日無料です。
JAカード	国内外でご利用でき、お金の持ち合わせがなくてもショッピングや食事が楽しめるJAのクレジットカードです。ボーナスー括払いやリボルビング払いなどがご利用でき、割引販売・各種特典が受けられ、キャッシングなどもご利用いただけます。

投資信託	資金を運用の専門家(プロ)に株式や公社債などで運用してもらい、その成果を投資家に還元いたします。 まとまった資金の運用や「つみたてNISA」制度を活用した積立投資などがあります。
国債窓販	国が発行する安全・確実な債券です。長期国債・中期国債・個人向け国債と期間もいろいろあり、生活設計にあわせてお選びいただけます。 一定の条件を満たす方は、優制度がご利用いただけます。
Z	窓口に出向かなくても、自宅やオフィスから振込・振替・残高照会などがご利用いただけるサービスです。 電話、ファクシミリ、パソコンなどが必要です。
JAバンクアプリ	窓口やATMに出向くことなく、口座残高や入出金明細を平日、土・日曜日、祝日を問わずスマートフォンアプリで確認できるサービスです。
JAネットバンク サービス	インターネットを使って、パソコン・スマートフォン・携帯電話から振込・振替・入出金明細・残高照会などがご 利用いただけるサービスです。

《手数料の一覧》

(貯金業務) (単位:円)

項 目	条件	手数料(税込)
小切手帳発行手数料	(1冊=50枚につき)	660
手形帳発行手数料	(1冊=50枚につき)	880
署名判登録料	(登録・変更1回につき)	3,300
自己宛小切手の発行手数料	(1枚につき)	550
通帳·証書再発行手数料	(1冊/1通につき)	550
残高証明発行手数料 ※当JAは、単発、継続の区別をしていない	(1通につき)	440

(為替業務) (単位:円)

						(十四:11/
項目	条件					手数料(税込)
送金	本会本・支店あて(県内JA含む)					385
(1件につき)	本会以外の金融を	機関あて				550
		同一店内			3万円未満	無料
		窓口			3万円以上	無料
		心口		本・支所あて	3万円未満	495
				本・文別ので	3万円以上	660
	本会本・支店あて	ATM		同一店内	金額に	無料
	(県内JA含む)	ATIVI		本・支所あて	かかわらず	术 个
				同一店内	3万円未満	無料
		IBによる	振込	凹后内	3万円以上	無料
		(インター	ネットバンキング)	★. 古託など	3万円未満	165
			本・支所あて		3万円以上	330
		窓口		電信扱い	3万円未満	495
				电归汉	3万円以上	660
振込			文書扱い	3万円未満	385	
(1件につき)			大音 扱		3万円以上	550
			キャッシュカードによる振 ・ 県内JA ・ 込	国内 1 A	3万円未満	無料
				ボバOA	3万円以上	無料
			·	県外JA,他行	3万円未満	165
	本会以外の金融		(– / – / / / / / / / / / / / / / / / /	宗クトUA,1世1]	3万円以上	330
	機関あて	АТМ		県内JA	3万円未満	無料
		ATIVI		赤内UA	3万円以上	無料
			現金による振込	県外JA	3万円未満	330
			(現金振込)	ボバいろ	3万円以上	440
			他行	3万円未満	440	
				1611	3万円以上	660
		IBによる	振込		3万円未満	165
		(インター	インターネットバンキング) 3万円以上			330

	同地扱(担保手形	220		
	隔地扱・本会本・3	扇地扱・本会本・支店あて(県内JA含む)		
		至急扱い	無料	
代金取立(1通につき)		普通扱い	無料	
(1 <u>20</u> 10 20)	隔地扱•本会以外	の金融機関あて		
		至急扱い	770	
		普通扱い	550	

送金・振込の組戻料	(1件につき)	660
不渡手形返却料	(1通につき)	660
取立手形組戻料	(1通につき)	660
取立手形店頭呈示料	(1通につき)	660
(ただし、630円を超える場合)		実費

(JAアンサーサービス)

(単位:円)

月額利用料(税込)	通知	照 会	資金移動
ダイヤル	0	0	
プッシュ	0	0	1,100
ファクシミリ	1,100	1,100	1,100
ホームコース	_	2,200	1,100
パソコン	_	3,300	2,200

(その他の手数料)

(単位:円)

			(+12.11)
項 目	条件		金 額(稅込)
国債・公共債保護預り手数料	(1年間につき)		1,320
地方税等取次手数料	当組合が指定・収納代理金融機関ではない地方税や公共料	3万円未満	440
地力优等収入于数杆	金の納付等をみなと銀行に取り次ぎ時	マぎ時 3万円以上	
	・1日に複数回に分けてご入金・両替される場合は、合算した	100枚以下	無料
	硬貨枚数に応じた手数料をいただきます。	101~500枚	550
	・算定に対する手数料となりますので、算定後にご入金を取り	501~1,000枚	1,100
店頭硬貨整理手数料 (旧両替手数料)	止める場合も手数料をいただきます。	だきます。 1001~1,500枚	
	*次の取引は無料	1,501~2,000枚	2,200
	募金・義援金のご入金、貯金の払戻、紙幣間の両替、記念硬	2,001枚以上	2,750
	貨への交換、汚損・破損した現金の交換	以降500枚毎0	こ550円加算

(キャッシュコーナーの紹介)

ATMコーナー名	平日稼	働時間	土曜稼	子働時間 日曜稼働時間		祝日稼働時間		
AIMJ—)——	開始	終了	開始	終了	開始	終了	開始	終了
本所(一宮営業部)	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
染河内(一宮営業部)	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
下三方(みかた営業部)	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
三方支所	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
繁盛(みかた営業部)	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
波賀支所	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
千種支所	8:00	21:00	9:00	19:00	9:00	19:00	9:00	19:00
宍粟市役所(一宮営業部)	8:30	18:00						

[共済事業]

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。 組合員・利用者の皆さまをはじめ、地域社会に住む皆さまの暮らしのパートナーであり続けるために「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計をサポートします。

《商品の一覧》

○ ひと 〔長期共済(契約期間が5年以上の契約)〕

商品	も所(天初朔间から午以上の天初)」 特 徴
終身共済	万一のときには、遺族の生活費や葬儀費用などのために手厚い一時金をお支払できる一生涯保 障の共済です。
引受緩和型 終身共済	健康に不安がある方でも簡単な告知で加入でき、一生涯死亡保障が確保できる共済です。
一時払終身共済 (平28.10)	満期共済金や退職金等の一時金を活用して、万一に備える一生涯保障の共済です。
養老生命共済	貯蓄しながら万一のときにも備えられる一定期間の保障の共済です。満期時にはまとまった満期 共済金をお受取いただきます。
定期生命共済	万一の保障を手頃な共済掛金で準備できる共済です。経営者の万一のときの保障と退職金など の資金形成ニーズに応えるプランもあります。
予定利率変動型 年金共済	老後の生活資金準備のための共済です。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金を計画的に準備できる共済です。「貯蓄性」や「保障の充実性」などニーズにあわせて3タイプから選べます。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障する共済です。ニーズにあわせて、「共済期間」、「1回の入院の支払限度日数」、「共済掛金の払込期間」などを選択できるほか、先進医療の保障を加えたり、三大疾病に対する保障を充実させることもできます。
引受緩和型 医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障する共済です。健康に不安がある方でも、簡単な告知 で加入できます。
がん共済	がんによる入院・手術の他、がん罹患時の一時金や放射線治療等を保障する共済です。ニーズに合わせて「基本型」または「充実型」を選択できるほか、先進医療の保障を加えることもできます。
介護共済	公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、一生涯にわたって介護の不安に備えるため の共済です。
一時払介護共済	満期共済金や退職金等の一時金を活用して、一生涯にわたって介護の不安に備えるための共済です。
生活障害共済	身体障害者手帳制度(公的制度)に連動したわかりやすい保障で、病気やケガにより身体に障害が残るとき、不足する生活費や治療費に備えるための共済です。
特定重度疾病共済	「三大疾病」や「その他の生活習慣病」に備えられる幅広い保障です。
認知症共済	幅広い保障とサービスで予防しながらしっかり備える、新しい保障です。

○ ひと 〔短期共済(契約期間が5年未満の契約)〕

商品	特。微
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障する共済です。
賠償責任共済	日常生活等に生じた損害賠償責任などを保障する共済です。
農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障する共済です。

〇 いえ 〔長期共済(契約期間が5年以上の契約)〕

商品	特。 徵
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障する共済です。また、満期共済金があるため、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

〇 いえ [短期共済(契約期間が5年未満の契約)]

商品	特 徵
火災共済	住宅や家財の火災損害を保障する共済です。
団体建物火災共済	団体の建物・動産の損害を総合的に保障する共済です。

O くるま

<u> </u>	
商品	
自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障する共済です。
自賠責共済	人身事故の被害者への賠償責任を保障する共済です。法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。

[販売事業]

生産者の方々が栽培された安全・安心で新鮮な農産物、またその食材を使った加工品を管内・管外を問わず消費者の皆さんに提供する事業を行っています。

出荷いただいた農産物を地産地消の取り組みとしてファーマーズマーケットを中心に販売しています。また、市場への出荷、関連企業との取り引き等農家所得の向上に努めています。

《四季のふるさと便》

ご注文、カタログ・商品のお問い合わせなど	経済部 販売課	TEL. 0790-72-0445 FAX. 0790-72-0976
----------------------	---------	--

地元農家の皆さんが丹精込めて栽培された農産物、またその加工品など季節の味覚を詰め合わせた 「四季のふるさと便」を全国の方々へご案内しております。

《店舗の一覧》

[生鮮野菜直売所]

店舗名	設置場所	営業時間	定休日	
食彩館 伊和の里	宍粟市一宮町須行名496-15	8:00 ~ 17:00	年末年始、不特定日	

[購買事業]

肥料・農薬をはじめ農業機械やその修理斡旋等農業に関する様々な事業を展開しています。 季節ごとに必要な農業資材を共同購入により安価で提供しコストの削減に努めています。 農業に限らず食品・日用品・燃料等暮らしに必要な商品も取り扱っています。

《購買事業 取扱商品の一覧》

(一般購買)

主な購買品目	主な取扱事業所
保有米・肥料・農薬・生産資材・飼料など	各経済センター
四季のふるさと便	経済部販売課
電気製品・日用品など	各経済センター
農業機械の購入・修理など	農機センター

(給油所購買)

主な購買品目	主な取扱事業所		
ガソリン・軽油・灯油・重油・オイルなど	給油所		
自動車整備・洗車・タイヤ・自動車用品など	給油所		

(葬祭事業)

主な項目	主な取扱事業所
会館葬・自宅葬・お墓のお掃除代行など	JAしらぎく会館(葬祭会館)

(2) JAバンク・セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。さらに、当JAの貯金は、JAバンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな"安心"を提供するために構築された「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」によっても守られています。

JAバンク・セーフティネットの仕組み

貯金保険 制度

) 貯金者を保護するための国の公的 な制度で、万一JAが経営破綻し、 貯金の払い戻しができなくなった 場合などに貯金を一定の範囲内 で保護します。

破綻未然防止システム

○ JAバンクグループ全体で経営健全性 の向上に取り組む仕組みです。 行政の 基準よりもさらに厳しいJAバンク独自 のルール基準を設定し、JAバンク全体 で早期発見と早期改善に取り組みます。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和4年3月末における残高は1.652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同 運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをし ています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、令和4年3月末現在で4,627億円となっています。

◇兵庫県版JAバンク・セーフティネット

JAバンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな"安心"を提供するため、「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内のJAは、JAバンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

県内自主ルール

経営状況

- ①自己資本比率8%以上
- ②適正な経営管理体制の整備
- ③資産内容・収益性等の精査

もしも・・・

- ●自己資本比率8%を下回った場合
 - ⇒JAバンク中央本部・県本部が資本注入しながら経営改善を 指導し、自己資本を維持
- ●自己資本比率4%を下回った場合
 - ⇒信連・農林中金への事業譲渡、又は近隣JAとの合併

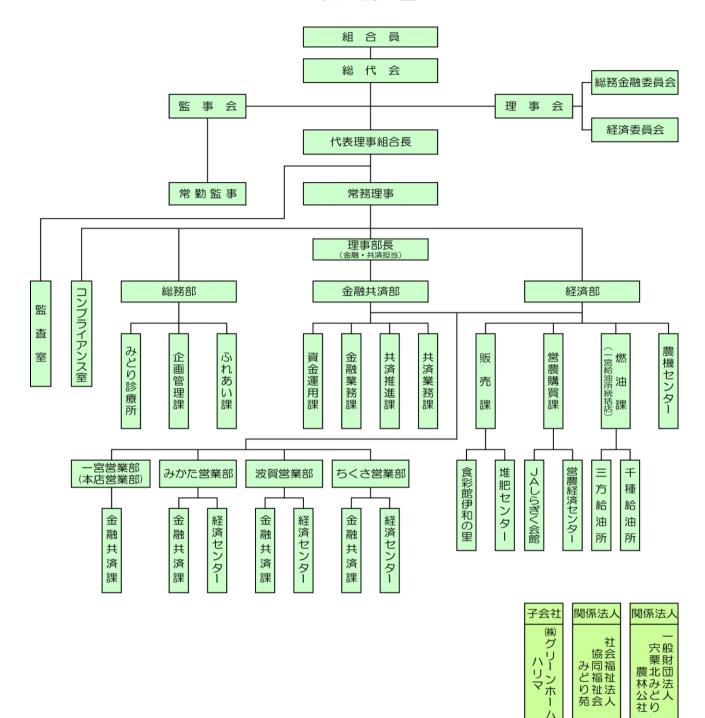
【JAの概要】

1. 沿革・あゆみ

JAハリマは平成3年4月1日に一宮町のハリマー宮農協と波賀町の波賀町農協が合併して発足しました。さらに 平成6年4月1日に千種町の千種町農協と合併し、一宮町、波賀町、千種町を管内として今日に至っております。

年 月	できごと	年 月	できごと
	ハリマ農業協同組合発足	平成20年8月	農産物直売所「食彩館 伊和の里」完成
平成4年2月	ハリマJA女性会結成	平成22年6月	役員改選により新役員就任
平成4年4月	役員改選により新役員就任	平成23年4月	合併20周年記念式典開催
平成 4 年11月	みかた営業部施設完成	平成24年12月	ちくさ経済倉庫を書庫として改修
"	一宮給油所完成	平成25年2月	 「まめ自慢」西播磨フードセレクショ
平成5年7月	みどり診療所完成		ン2012で金賞を受賞
平成6年4月	千種町農協と合併	平成25年6月	
"	宍粟北みどり農林公社設立	平成26年8月	
平成7年4月	Aコープ波賀店改装	平成26年9月	Aコープ店舗、食彩館伊和の里に新型
"	役員改選により新役員就任		POSシステムを導入
平成 9 年10月	千種給油所完成	,,	┃ ┃下三方支所、繁盛支所に付属のAコープ ┃
平成 9 年11月	サンパティオ図書館完成		店舗を閉鎖し、移動購買車を導入
平成10年4月	役員改選により新役員就任	平成27年12月	 Aコープいちのみや店改装
平成10年7月	一宮営業部経済センター完成	平成28年4月	旅行センターをAコープいちのみや店
平成10年11月	Aコープいちのみや店改装	1 1225 - 171	内に移転
平成11年4月	社会福祉法人協同福祉会「みどり苑」開設	平成28年6月	 役員改選により新役員就任
平成11年7月	地ビール・発泡酒製造販売、レストラ ン施設完成	平成28年8月	全営業部・支所にOTM導入
		平成28年9月	自家用自動車有償貸渡事業を廃止
平成12年10月	合併10周年記念式典開催	平成29年2月	国家の日勤年代関東版事業を廃止 国郵便窓口業務、日本郵政株式会社との
平成13年3月	ちくさ営業部生活総合センター完成	十成29年2月 	野快ぶ口来物、口本郵政株式云社との
平成13年6月	役員改選により新役員就任	平成29年5月	 一宮営業部増改築工事完成
平成14年2月	地ビール・発泡酒製造販売事業を廃止	平成29年5月	一番呂朱叩塩以栄工事元成 Aコープみかた店閉店
平成14年5月	役員制度審議会設置		
平成14年8月	波賀営業部経済センター完成	平成30年3月	畜産クラスター事業により堆肥セン ター・道谷畜舎完成
平成15年4月	女性会組織再編スタート		
平成15年7月 平成15年10月	営業部運営委員会設置 ファーマーズマーケット「新菜米工房」	" 平成31年3月	Aコープ波賀店閉店 Aコープちくさ店閉店
平成15年10月	ファーマースマークット・新菜木工房」 完成		
平成16年4月	女性モニター制度発足	<i>"</i>	支所統合に伴い、染河内支所・下三方支 所・繁盛支所を営業部に統合
平成16年6月	役員改選により新役員就任	今和三年6日	役員改選により新役員就任
平成16年9月	本所事務所改修		
平成16年10月	営農経済事業改革計画書策定	令和2年8月	
平成16年11月	波賀営業部事務所完成	令和2年11月	
平成17年9月	新管理経済システム導入	令和 3 年 1 月 	一宮営業部経済センターを一宮営農経 済センターとして移転
平成18年4月	合併15周年記念式典開催	今和?左 英	
平成18年10月	葬祭会館「JAしらぎく会館」完成	令和3年度	合併30周年記念事業の実施
平成18年12月	農産加工所完成、稼働開始	令和4年3月	JAハリマ公式イメージキャラクタ 「ハリまる」公募により誕生
平成19年6月	役員改選により新役員就任	A = 1 = 0 =	
平成19年10月	サンパティオ図書館10周年・母子ふれ	令和4年6月	役員改選により新役員就任
	あい文庫20周年記念行事開催	令和4年9月	第1期一宮ライスセンター改修工事完了
平成19年10月	Aコープ店舗に新型POSシステムを導入	令和5年3月	伊和・一宮市民局・安賀のATM廃止

機構図



3. 組合員数

(単位:名、団体)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減
正組合員	6,836	7,002	▲ 166
個人	6,831	6,997	▲ 166
法人	5	5	0
准組合員	2,529	2,583	▲ 54
個人	2,360	2,414	▲ 54
法人	169	169	0
合 計	9,365	9,585	▲ 220

4. 組合員組織の状況

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
農会長会	73 人	自然薯部会	21 人
JA女性会	373 人	ブルーベリー部会	6 人
営業部運営委員会	54 人	和牛部会	9 人
椎茸部会	3 人	年金友の会	4,338 人
アスパラガス部会	7 人	共済友の会	272 人
農産物直売所生産部会	361 人	自動車共済協力会	22 店

5. 地区一覧

宍粟市一宮町	本所、一宮営業部、みかた営業部
宍粟市波賀町	波賀営業部
宍粟市千種町	ちくさ営業部

6. 役員構成(役員一覧)

(令和4年7月現在)

役員	代表権 の有無	B	毛 名		役	員	代表権 の有無		氏	名	
代表理事組合長	有	柴 原	頁 利	春	理	事	無	П	下	誠	人
常務理事	無	石棉	喬 幸	男	理	事	無	大	島	照	雄
理 事 部 長	無	山卢	内 康	史	理	事	無	安	原	豊	美
理事	無	進	泰恭	児	理	事	無	藤	原		隆
理事	無	北坦	<u> </u>	文	代 表	監 事		藤	原	卓	郎
理事	無	姫 路	各光	作	常勤	監 事		片	山	卓	哉
理事	無	杉々	大 栄	_	員 外	監事		柳	田		誠
理事	無	中原	 尾 敦	子							

7. 職員数

(令和4年3月末現在、単位:人)

区分	男	性	女	性	合	計
一般職員	76	(22)	57	(34)	133	(56)
営農指導員	5	(1)	0	(0)	5	(1)
生活指導員	0	(0)	1	(1)	1	(1)
合 計	81	(23)	58	(35)	139	(58)

(注)()は常用臨時雇用者です。

8. 事務所の名称及び所在地

(令和5年3月末現在)

			(节和5年3月不好任/
店舗及び事務所名	所 在 地	電話番号	ATM(現金自動化機器)設置·稼働状況
本 所 事 務 所	一宮町東市場429-1	72-1234	
一宮営業部事務所	一宮町東市場440-7	72-0972	
営農経済センター	一宮町東市場423	72-1235	
食彩館 伊和の里	一宮町須行名496-15	72-2202	
一宮ライスセンター	一宮町下野田63-1	72-1720	
一宮育苗センター	一宮町下野田82-1	72-1720	
農機センター	一宮町下野田63-1	72-0305	
みどり診療所	一宮町東市場260	72-2388	
JAしらぎく会館	一宮町杉田498	72-8800	
低 温 農 業 倉 庫	一宮町東市場454-1		
生活センター	一宮町東市場446-1	72-1234	
一 宮 給 油 所	一宮町安積410-1	72-2377	
(株) グリーンホームハリマ	一宮町安積418-2	72-1660	
堆 肥 セ ン タ ー	一宮町能倉61	72-1872	
みかた営業部事務所	一宮町福野160-2	74-0120	1
みかた営業部経済センター	一宮町福野162-4	74-1775	
三 方 給 油 所	一宮町福野136	74-1515	
波賀営業部事務所	波賀町上野243-1	75-2031	1
波賀営業部経済センター	波賀町上野243-1	75-3330	
波賀ライスセンター	波賀町安賀588-1	75-2004	
波賀育苗センター	波賀町安賀588-2	75-2004	
道 谷 畜 舎	波賀町戸倉232		
ちくさ営業部事務所	千種町黒土98-1	76-2013	1
ちくさ営業部経済センター	千種町黒土98-1	76-2557	
千 種 給 油 所	千種町黒土98-2	76-3348	
ちくさ営業部経済倉庫	千種町黒土50-1		
ち く さ 書 庫	千種町黒土50-1		
-	-		-

[※]電話番号の市外局番は全施設とも(0790)になります

店舖外ATM設置場所

(令和5年3月末現在)

ATM(所属店舗)	所 在 地	電話番号	ATM(現金自動化機器)設置·稼働状況
本所(一宮営業部)	一宮町東市場429-1		2
染河内(一宮営業部)	一宮町能倉1059-1		1
下三方(みかた営業部)	一宮町生栖812-2		1
繁盛(みかた営業部)	一宮町上岸田168-1		1
宍 粟 市 役 所 (一 宮 営 業 部)	山崎町中広瀬133-6		1

9. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科目	令和4:	年度(令和5年3月	31日)	令和3:	年度(令和4年3月	31日)
(資 産 の 部)						
1 信用事業資産			69,266,767			69,801,134
(1) 現金		194,066			131,307	
(2) 預金		56,466,596			57,702,549	
系統預金	56,462,563			57,693,742		
系統外預金	4,033			8,807		
(3) 有価証券		2,006,120			1,393,850	
国債	1,448,200			1,109,860		
地方債	557,920			283,990		
(4) 貸出金		10,262,668			10,239,603	
(5) その他の信用事業資産		400,255			393,127	
未収収益	22,700			23,390		
その他の資産	377,554			369,736		
(6) 貸倒引当金		▲ 62,939			▲ 59,303	
2 共済事業資産			795			4,274
(1) 共済事業未収金		603			4,057	
(2) その他の共済事業資産		192			216	
3 経済事業資産			417,141			427,485
(1) 経済事業未収金		130,727			135,715	
(2) 経済受託債権		85,186			71,864	
(3) 棚卸資産		91,820			91,466	
購買品	67,314			67,126		
販売品	12,124			10,787		
その他の棚卸資産	12,382			13,552		
(4) その他の経済事業資産		109,477			128,561	
(5) 貸倒引当金		▲ 71			▲ 122	
4 雑資産			145,789			134,195
5 固定資産			1,126,463			1,111,987
(1) 有形固定資産		1,123,973			1,109,298	
建物	2,572,609			2,583,768		
機械装置	347,764			340,364		
土地	375,635			383,709		
リース資産	81,894			8,570		
その他の有形固定資産	503,964			497,465		
減価償却累計額	▲ 2,757,894			▲ 2,704,579		
(2)無形固定資産		2,489			2,688	
6 外部出資			4,830,016			4,711,275
(1) 外部出資		4,830,016			4,711,275	
系統出資	4,760,795			4,640,795		
系統外出資	49,221			50,480		
子会社等出資	20,000			20,000		
7 繰延税金資産			18,799			20,064
資産の部合計			75,805,773			76,210,416

科目	令和4	年度(令和5年3月	31日)	令和34	年度(令和4年3月	31日)
(負債の部)						
1 信用事業負債			69,455,884			69,817,066
(1) 貯金		69,331,021			69,709,264	
(2) その他の信用事業負債		124,862			107,802	
未払利息	27,559			31,131		
その他の負債	97,303			76,671	4	
2 共済事業負債			203,068			205,576
(1) 共済資金		75,958			74,608	
(2) 未経過共済付加収入		121,981			122,597	
(3) その他の共済事業負債		5,128			8,370	
3 経済事業負債			206,255			226,543
(1) 経済事業未払金		67,682			69,398	
(2) 経済受託債務		50,102			50,294	
(3) その他の経済事業負債		88,470			106,850	
4 雑負債			144,371			71,547
(1) 未払法人税等		4,586			3,912	
(2) リース債務		79,698			3,858	
(3) その他の負債		60,087			63,777	
5 諸引当金			272,332			307,367
(1) 賞与引当金		27,501			29,241	
(2) 退職給付引当金		225,340			213,330	
(3) 役員退職慰労引当金		19,491			64,796	
負債の部合計			70,281,912			70,628,103
(純 資 産 の 部)						
1 組合員資本			5,661,014			5,637,698
(1) 出 資 金		852,401			869,657	
(2) 利益剰余金		4,817,060			4,775,104	
利益準備金	1,298,000			1,291,000		
その他利益剰余金	3,519,060			3,484,104	4	
施設整備積立金	315,230			305,230		
信用事業基盤強化積立金	413,000			408,000		
医療・福祉積立金	200,000			200,000		
農業支援積立金	17,498			20,000		
災害等対策積立金	35,000			30,000		
特別積立金	2,413,000			2,413,000		
当期未処分剰余金	125,331			107,874		
(うち当期剰余金)	(50,602)		((34,200)		
(3) 処分未済持分		▲8,447			▲ 7,063	
2 評価・換算差額等			▲137,152			▲ 55,384
(1) その他有価証券評価差額金		▲137,152			▲ 55,384	
純資産の部合計			5,523,861			5,582,313
負債及び純資産の部合計			75,805,773			76,210,416

科目	(白 令和4年)	令和4年度 3月1日 至令和	5年3月31日)	(白 令和3年	令和3年度 4月1日 至 令和4	4年3月31日)
1. 事業総利益	(11 13 14 1 1	5711 <u> </u>	1,054,070	(H 11 H 1	77112	1,047,263
事業収益		2,032,943	, ,		2,041,293	, ,
事業費用		978,872			994,030	
(1) 信用事業収益		582,989			581,596	
資金運用収益	539,900	552,555		553,644	00.,000	
(うち預金利息)	(305,575)			(312,491)		
(うち有価証券利益)	(9,398)			(2,737)		
(うち貸出金利息)	(155,920)			(167,592)		
(うちその他の受入利息)	(69,006)			(70,823)		
役務取引等収益	18,087			16,843		
その他事業直接収益	3,291			1,214		
その他経常収益	h					
(2) 信用事業費用	21,709	153,582		9,893	175,500	
(2) 信用爭采負用 資金調達費用	36,438	100,002		44,543	175,500	
(うち貯金利息)	(35,918)			(43,920)		
(うち給付補填備金繰入)	(100)			(128)		
(うち借入金利息)	(50)					
(うちその他支払利息)	(368)			(495)		
役務取引等費用	2,550			3,016		
その他経常費用	114,593			127,940		
(うち貸倒引当金繰入額)	(10,058)			(12,267)		
(うち貸出金償却)	——			(1,435)		
信用事業総利益			429,406			406,095
(3) 共済事業収益		356,707			381,698	
共済付加収入	335,773			353,488		
その他の収益	20,933			28,210		
(4) 共済事業費用		27,489			33,191	
共済推進費	17,342			22,327		
その他の費用	10,147			10,863		
共済事業総利益			329,217			348,506
(5) 購買事業収益		720,288			733,408	
購買品供給高	682,505			698,244		
購買手数料	7,194			8,609		
修理サービス料	3,804			4,032		
その他の収益	26,785			22,520		
(6) 購買事業費用		583,733			598,704	
購買品供給原価	552,470			566,240		
購買供給費	12,886			13,435		
その他の費用	18,377			19,028		
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 47)			(▲159)		
購買事業総利益			136,555			134,703
(7) 販売事業収益		153,425	,		149,574	, .
販売品販売高	126,939			122,535		
販売手数料	19,379			18,785		
その他の収益	7,106			8,253		
(8) 販売事業費用	.,	113,701			108,438	
販売品販売原価	92,380	, ,		84,392	, 100	
販売品加工料	1,475			2,553		
販売費	4,155			6,421		
	15,690			15.071		
(うち貸倒引当金繰入額(▲は戻入益))	(1 0,090			(4)		
販売事業総利益	`0)	***********************	39,723	· +/		41,135
(9) 保管事業収益		2,682	39,723		2,484	41,130
(10) 保管事業費用		2,082 937			2,484 783	
		937	1 745		/83	1 700
保管事業総利益			1,745			1,700

科目		令和4年度		令和3年度	
	(自 令和4年)	3月1日 至 令	3和5年3月31	(自 令和3年4月1日 至 令	和4年3月31日)
(11) 堆肥センター事業収益		9,776		10,85	5
(12) 堆肥センター事業費用		7,439		4,38	5
(うち貸倒引当金繰入額)		(0)			
堆肥センター事業総利益			2,337		6,469
(13) 葬祭事業収益		126,057		110,534	1
(14) 葬祭事業費用		58,955		50,982	2
(うち貸倒引当金繰入額(▲は戻入益))		(▲1)		(())
葬祭事業総利益			67,101		59,551
(15) 診療所事業収益		123,160		123,46	0
(16) 診療所事業費用		60,869		61,242	2
(うち貸倒引当金繰入額(▲は戻入益))		(▲0)		······	D)
診療所事業総利益			62,290		62,218
(17) 指導事業収入		3,211	,	1.989)
(18) 指導事業支出		17,518		15,10	
(うち貸倒引当金戻入益)		<u>——</u>		(▲ (
指導事業収支差額			▲ 14,307	``	▲ 13,118
2. 事業管理費			1,029,771		1,015,592
(1) 人件費		801,279	1,020,771	790,74	
(2) 業務費		\$		790,74	
(3) 諸税負担金		73,449 34,408		34,14	
(4) 施設費					
		116,508		115,92	
(5) その他管理費用		4,126	04.000	4,310	
事業利益			24,298		31,671
3. 事業外収益			109,940		87,821
(1) 受取雑利息		2,162		2,233	4
(2) 受取出資配当金		60,834		53,450	
(3) 賃貸料		16,821		17,862	
(4) 診療所リハビリ機器助成金	•••••	——		1,500	
(5) 雑収入		30,122		12,769	9
4. 事業外費用			23,749		13,200
(1) 支払雑利息		2,417		1,602	2
(2) 寄付金		822		692	2
(3) 土地転貸借賃借料		9,600		8,030)
(4) 遊休資産減価償却費		2,255		919)
(5) 水稲資材高騰対策助成金		2,501			
(6) 雑損失		6,153		1,954	1
経常利益			110,489		106,292
5. 特別利益			5,448		18
(1) 固定資産処分益		442		18	3
(2) 一般補助金		5.005			
6. 特別損失		,	52,137		82,151
(1) 減損損失		47,132	0_,.0,	66,81	
(2) 合併30周年記念事業				10,02	
(3) 固定資産圧縮損		5,005		10,02	·
(4) その他特別損失				5.31	
税引前当期利益			63,800	0,31	24,159
		11 001	03,000	10.004	···•
法人税・住民税及び事業税		11,931		10,022	
過年度法人税等還付税額				▲ 20,06	4
法人税等調整額		1,265	10.10=		A 10 01 1
法人税等合計			13,197		▲10,041
当期剰余金			50,602		34,200
当期首繰越剰余金			72,227		63,673
合併記念事業積立金取崩額					10,000
農業支援積立金取崩額			2,501		
当期未処分剰余金			125,331		107,874

《令和4年度》

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- ①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ア. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

- イ. その他有価証券
 - 時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(肥料・農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法
購買品 (農業機械等)	個別法に基づく原価法
上記以外の棚卸資産	総平均法に基づく原価法等

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4年1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日 以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実 質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上 しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部 監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた 簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、 当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業及び組合員が生産した農産物を当組合が買い取り、業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用

者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 堆肥センター事業

農業生産に必要な堆肥を組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、堆肥を引き渡す業務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、堆肥の引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 葬祭事業

組合員に葬儀の企画・運営サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥診療所事業

組合員に地域医療サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。 この利用者等に対する履行義務は、役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「一」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、 事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 18,799 千円 (繰延税金負債との相殺前)
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税 所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 47,132 千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフロー を生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。 固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える 可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:千円)

項目	金 額
建物	27, 724
機械装置	31, 204
車両運搬具	1, 799
合 計	60, 728

(注) 平成3年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金2,658,000千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額

子会社等に対する金銭債務の総額 291,654 千円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 5,456千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

	(+17.111)
項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	480, 942
危険債権	
三月以上延滞債権	
貸出条件緩和債権	14, 330
合 計	495, 273

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及び これらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収 及び利息の受け取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1)子会社等との取引による収益総額19,167千円うち事業取引高13,936千円うち事業取引以外の取引高5,231千円

(2) 子会社等との取引による費用総額

5,675千円

うち事業取引高

1,419千円

うち事業取引以外の取引高

4,255千円

【減損損失】

(3)減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、管理会計の単位に基づいてグルーピングを行っております。営業部、給油所の各拠点、しらぎく会館、みどり診療所については、場所別の管理会計により収益を把握していることから単独の単位としています。本所はJA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。また営農経済センター、販売事業関連施設、農機センター、ライスセンター関連施設、堆肥センターは、管内の組合員のJAの事業利用を促進することで、金融・共済事業、組合員活動において相乗効果を発揮し、JA全体の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位:千円)

				種 類			
場所	用 途	建物	構築物	車両運搬具	器具・備品	土 地	計
三方給油所 (宍粟市一宮町)	事業用資産					6, 383	6, 383
千種給油所 (宍粟市千種町)	事業用資産			3, 278			3, 278
しらぎく会館 (宍粟市一宮町)	事業用資産	35, 402	356	60	96		35, 916
みどり診療所 (宍粟市一宮町)	事業用資産	13	0		16	32	63
旧Aコープ波賀店 (宍粟市波賀町)	遊休資産					1, 490	1, 490
合 計		35, 416	356	3, 339	113	7, 906	47, 132

③減損損失の認識に至った経緯

しらぎく会館は、2期連続赤字であり短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損 損失を認識しました。

千種給油所、みどり診療所、旧Aコープ波賀店は、固定資産評価額が低下し、土地時価相当額が下落したため、回収可能額で 評価し減損損失を認識しました。

三方給油所は、処分可能額の見直しを行い、最新の回収可能額で評価し減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

しらぎく会館の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は2.85%です。

三方給油所、千種給油所、みどり診療所、旧Aコープ波賀店の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、国債と地方債であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に金融共済部を設置し各営業部との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの 状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、 日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針な どに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を 行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.28%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 43,296 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を 把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	56, 466, 596	56, 463, 369	▲ 3, 226
有価証券			
その他有価証券	2, 006, 120	2, 006, 120	
貸出金	10, 262, 668		
貸倒引当金(*)	▲ 62, 939		
貸倒引当金控除後	10, 199, 728	10, 288, 942	89, 213
資産計	68, 672, 445	68, 758, 431	85, 986
貯金	69, 331, 021	69, 347, 216	16, 195
負債計	69, 331, 021	69, 347, 216	16, 195

- (*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。
- (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位: 千円)

	(1 E : 113)
	貸借対照表計上額
外部出資(*)	4, 830, 016

- (*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
預金	56, 466, 596					
有価証券						
その他有価証券のうち満						2, 100, 000
期があるもの						
貸出金(*1,2,3)	2, 311, 739	874, 138	790, 640	710, 838	621, 533	4, 872, 014
合 計	58, 778, 335	874, 138	790, 640	710, 838	621, 533	6, 972, 014

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越 361,981 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。
- (*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等77,963千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件3,800千円は償還日が特定できないため、含めていません。
- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
貯金 (*)	62, 474, 442	4, 587, 380	1, 862, 644	245, 941	90, 286	70, 327

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

				(十四・111)
種類		取得原価又は償却 原価	貸借対照表 計上額	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が	国 債			
取得原価又は償却原	地方債			
価を超えるもの	小計			
貸借対照表計上額が	国債	1, 543, 272	1, 448, 200	▲ 95,072
取得原価又は償却原	地方債	600, 000	557, 920	▲ 42,080
価を超えないもの	小計	2, 143, 272	2, 006, 120	▲ 137, 152
合 計		2, 143, 272	2, 006, 120	▲ 137, 152

(*)上記評価差額を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

			(1 == 1 1 1 7
債 券	売却額	売却益	売却損
国債	596, 686	3, 291	
地方債			
合 計	596, 686	3, 291	

8. 退職給付に関する注記

(1)採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会と㈱りそな銀行との契約による確定給付型年金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末

自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

		(十四・111)
項目	金	額
①期首における退職給付引当金		213, 330
②退職給付費用		54, 035
③退職給付の支払額		▲ 27, 116
④確定給付型年金制度への拠出金		▲ 15,708
⑤出向負担金受入		800
⑥期末における退職給付引当金	_	225, 340

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項目	金	額
①退職給付債務		632, 406
②確定給付型年金制度の積立額		▲ 407, 065
③未積立退職給付債務(①+②)		225, 340
退職給付引当金		225, 340

(4) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

項目	金	額
①勤務費用		54, 835
②出向負担金受入		▲ 800
③退職給付費用(①+②)		54, 035

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金9,580千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和14年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、86,204千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位:千円)

	主 な 内 訳	当 期 末
	貸倒引当金超過額	16, 429
	賞与引当金	7, 551
繰	退職給付引当金	61,878
延	役員退職慰労引当金	5, 352
税	減損損失(土地)	36, 764
	減損損失 (減価償却超過額)	83, 736
金	その他有価証券評価差額金	37, 662
資	その他	4, 245
産	小 計	253, 619
	評価性引当額	▲ 234, 820
	合 計	18, 799
負税繰債金延		
	合 計	
	繰延税金資産の純額	18, 799

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

		当 期 末
法定	実効税率	27.46%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.09%
調	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 13.30%
	住民税均等割	0.85%
整	評価性引当額の増減	4. 33%
	その他	▲ 0.73%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		20.69%

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- ①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ア. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

- イ. その他有価証券
 - 時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

E O II MAE TOO O II MOO II			
棚卸資産の種類	評価方法		
購買品 (肥料・農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法		
購買品 (農業機械等)	個別法に基づく原価法		
上記以外の棚卸資産	総平均法に基づく原価法		

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4年1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり 計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実 質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計 上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内 部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、 当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業及び組合員が生産した農産物を当組合が買い取り、業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④堆肥センター事業

農業生産に必要な堆肥を組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、堆肥を引き渡す業務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、堆肥の引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 葬祭事業

組合員に葬儀の企画・運営サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥診療所事業

組合員に地域医療サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。 この利用者等に対する履行義務は、役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の 全くないものは「--」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として 行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額 から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) 有償支給取引

販売事業における有償支給取引のうち支給品を買い戻す業務を負っている場合について、従来は支給品の消滅と譲渡に係る収益を認識していましたが、支給品の消滅と譲渡に係る収益を認識しない方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の 期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高 から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ68,992千円減少し、販売事業収益および販売事業費用がそれぞれ252千円減少しています。

これにより購買事業総利益、販売事業総利益、事業利益、経常利益及び税引前当期利益に与える影響はありません。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当事業年度の

期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 20,064 千円 (繰延税金負債との相殺前)
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課 税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- (2) 固定資産の減損
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 66,817千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して 算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:千円)

	(1 2 . 114)
項目	金額
建物	27, 724
機械装置	27, 998
合 計	55, 722

(注) 平成3年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金2,658,000千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額

子会社等に対する金銭債務の総額 295,360千円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 9,835千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 -

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	494, 127
危険債権	15, 695
三月以上延滞債権	1,004
貸出条件緩和債権	16, 556
合 計	527, 383

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及び これらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収

及び利息の受け取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1)子会社等との取引による収益総額19,343千円うち事業取引高14,120千円うち事業取引以外の取引高5,223千円

(2)子会社等との取引による費用総額5,584千円うち事業取引高2,564千円うち事業取引以外の取引高3,020千円

【減損損失】

- (3)減損損失に関する注記
- ①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、管理会計の単位に基づいてグルーピングを行っております。営業部、給油所の各拠点、しらぎく会館、みどり 診療所については、場所別の管理会計により収益を把握していることから単独の単位としています。本所はJA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。また一宮営農経済センター、販売事業関連施設、農機センター、ライスセンター関連施設、堆肥センターは、管内の組合員のJAの事業利用を促進することで、金融・共済事業、組合員活動において相乗効果を発揮し、JA全体の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位:千円)

場所	田冷	用 涂 類				計
場 所	用 坯	建物	構築物	器具・備品	土 地	#T
旧下三方支所 (宍粟市一宮町)	遊休資産	1, 335	-	_	8, 299	9, 634
旧繁盛支所 (宍粟市一宮町)	遊休資産	_	-	_	5, 964	5, 964
一宮給油所 (宍粟市一宮町)	事業用資産	-	-	-	1, 244	1, 244
三方給油所 (宍粟市一宮町)	事業用資産	_	-	-	2, 142	2, 142
千種給油所 (宍粟市千種町)	事業用資産	_	-	-	2, 298	2, 298
しらぎく会館 (宍粟市一宮町)	事業用資産	15,018	162	276	_	15, 456
みどり診療所 (宍粟市一宮町)	事業用資産	2, 765	105	3, 050	5, 037	10, 959
ちくさふれあい広場 (宍粟市千種町)	遊休資産	292	-	-	1, 940	2, 232
旧伊和簡易局 (宍粟市一宮町)	遊休資産	777	3	-	88	869
旧Aコープみかた店 (宍粟市一宮町)	遊休資産	530	-	-	4, 950	5, 480
旧 A コープ波賀店 (宍粟市波賀町)	遊休資産	_	ı	_	10, 534	10, 534
合 計		20,719	271	3, 327	42, 500	66, 817

③減損損失の認識に至った経緯

一宮給油所、三方給油所、千種給油所、みどり診療所、しらぎく会館グループは、営業活動から生じる損益で減損の兆候があり、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失を認識しました。

遊休資産である旧下三方支所、旧繁盛支所、ちくさふれあい広場、旧伊和簡易局、旧Aコープみかた店、旧Aコープ波賀店は、管内土地の地価が下落した結果、土地の売却による回収可能額が減少したため、減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

しらぎく会館以外のグループでは、固定資産の回収可能額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産 税評価額等に基づいて算定しています。

しらぎく会館グループでは、固定資産の回収可能価額については、使用価値を採用しており、適用した割引率は2.95%です。

6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、国債と地方債であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、 金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に金融共済部を設置し各営業部との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 2,691 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

	貸借対照表計上額	時 価	差額
預金	57, 702, 549	57, 703, 692	1, 142
有価証券			
その他有価証券	1, 393, 850	1, 393, 850	_
貸出金	10, 239, 603		
貸倒引当金(*)	▲ 59, 303		
貸倒引当金控除後	10, 180, 299	10, 325, 145	144, 845
資産計	69, 276, 698	69, 422, 687	145, 987
貯金	69, 709, 264	69, 727, 111	17, 846
負債計	69, 709, 264	69, 727, 111	17, 846

- (*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。
- (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位・千円)

	(中位・111)
	貸借対照表計上額
外部出資(*)	4, 711, 275

- (*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1 年超	2 年超	3 年超	4年超	5 年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5 年以内	
預金	57, 702, 549	_	_	_	_	_
有価証券						
その他有価証券のうち満	_	_	_	_	_	1, 400, 000
期があるもの						
貸出金(*1,2,3)	2, 410, 301	916, 929	715, 389	710, 184	633, 283	4, 740, 343
合 計	60, 112, 850	916, 929	715, 389	710, 184	633, 283	6, 140, 343

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越 375,727 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。
- (*2)貸出金のうち、3ヶ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等107,531千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (*)	61, 631, 233	3, 421, 644	4, 097, 803	197, 333	248, 127	113, 121

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類		取得原価又は償却 原価	貸借対照表 計上額	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が	国債	98, 740	99, 150	409
取得原価又は償却原	地方債	_	_	_
価を超えるもの	小計	98, 740	99, 150	409
貸借対照表計上額が	国債	1, 050, 493	1, 010, 710	▲ 39, 783
取得原価又は償却原	地方債	300, 000	283, 990	▲ 16,010
価を超えないもの	小計	1, 350, 493	1, 294, 700	▲ 55, 793
合 書	+	1, 449, 234	1, 393, 850	▲ 55, 384

(*)上記評価差額を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

債 券	売却額	売却益	売却損
国債	409, 747	1, 214	
地方債			
合 計	409, 747	1, 214	

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会と㈱りそな銀行との契約による確定給付型年金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項目	金額
①期首における退職給付引当金	206, 412
②退職給付費用	27,006
③退職給付の支払額	▲ 4,832
④確定給付型年金制度への拠出金	▲ 16, 426
⑤出向負担金受入	1, 169
⑥期末における退職給付引当金	213, 330

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

項目	金額
①退職給付債務	633, 088
②確定給付型年金制度の積立額	▲ 419, 757
③未積立退職給付債務(①+②)	213, 330
退職給付引当金	213, 330

(4) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

3	(1屋:113)
項目	金額
①勤務費用	28, 176
②臨時に支払った割増退職金	-
③出向負担金受入	▲ 1, 169
④退職給付費用 (①+②+③)	27, 006

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員 共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に 充てるため拠出した特例業務負担金10,935千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、103,528千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位:千円)

		(十匹・111)
	主 な 内 訳	当 期 末
繰	貸倒引当金超過額	15, 264
延	賞与引当金	8, 029
	退職給付引当金	58, 580
税	役員退職慰労引当金	17, 792
金	減損損失(土地)	34, 592
資	減損損失(減価償却超過額)	77, 202
産	その他	18, 210
生	小 計	229, 672
	評価性引当額	▲ 209, 607
	合 計 ①	20, 064
負税繰	-	-
負税繰債金延	合 計 ②	-
j	繰延税金資産の純額 ①+②	20, 064

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

/ IMAL.	因是人物化中と因べ化寺の東西中との差異の主なが四				
		当期末			
法定	実効税率	27.46%			
	交際費等永久に損金に算入されない項目	5.50%			
調	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 30.94%			
	住民税均等割	2.25%			
整	評価性引当額の増減	▲ 44.03%			
	その他	▲ 1.80%			
税効	果会計適用後の法人税等の負担率	▲ 41.56%			

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和3年度
1 当期未処分剰余金	125,331	107,874
2 剰余金処分額	59,440	35,646
(1) 利益準備金	11,000	7,000
(2) 任意積立金	40,000	20,000
施設整備積立金	20,000	10,000
信用事業基盤強化積立金	10,000	5,000
農業支援積立金	7,000	
災害等対策積立金	3,000	5,000
(3) 出資配当金	8,440	8,646
3 次期繰越剰余金	65,890	72,227

(注) 1. 普通出資に対する配当金及び後配出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和4年度 年1.0%

令和3年度 年1.0%

2. 次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業に充てるための教育情報繰越金が含まれています。

令和4年度 10,000,000円

令和3年度 10,000,000円

3. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的及び取崩基準	積 立 目 標 額	当期末残高
施設整備	施設整備に伴い将来発生すべき資産の取得費、諸経費並びに固定資産の減損会計実施に伴い必要となる処理財源を積み立てる。施設整備により発生した投入資金、諸経費、減損処理に要した額及び固定資産の処分に要した額を取り崩す。	固定資産取得価格の1,000分の100以上を目標とし、積み立てる。毎事業年度の積立額については、当期剰余金等を勘案し理事会で協議し、積み立てる。	315,230
信用事業基盤強 化積 立金	金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和及び信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てる。信用事業総利益が前年に比べ大幅に減少した場合に減少額を取り崩す。	期末貯金・定期積金総額の1,000分の10を目標とし、積み立てる。毎事業年度の積立額については、当期剰余金等を勘案し理事会で協議し、積み立てる。	413,000
医 療 · 福 祉 積 立 金	医療、福祉事業の施設整備及び運営に必要な資金を 積み立てる。その施設整備により発生した投入資金や 諸経費に要した額及び運営に要した額を取り崩す。	旧ハリマー宮農協で積み立てた3億 円のうち残額2億円。	200,000
	農産物価格、生産資材価格の著しい変動などに備え、 地域農業の継続に必要な資金を積み立てる。 JAが緊急対策を実施する必要があるなど生産者の経 営に重大な影響がある場合に、農業支援に支出した経 費相当額を取り崩す。	販売品販売高の100分の10を目標とし 積み立てる。毎事業年度の積立額に ついては、当期剰余金等を勘案し理事 会で協議し、積み立てる。	17,498
災害等対策積 立 金	JA及び組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風・集中豪雨等の自然災害の発生及び感染症の拡大に備えることを目的とし、必要な資金を積み立てる。政令による激甚災害の指定、県による緊急事態措置の発令など重大な事態が発生した場合に、JA及び地域の復興のために支出した経費相当額を取り崩す。	期末貯金残高の1,000分の1を目標と し積み立てる。 毎事業年度の積立額については、当 期剰余金等を勘案し理事会で協議し、 積み立てる。	35,000
目的積立金の合計			980,728

- 1 上記の積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参酌し、計画性のある当期積立金額を、総代会の承認を得て積み立てるものとします。
- ² 医療・福祉積立金は、将来にわたり管内組合員の医療福祉の充実を図るためには、医療福祉事業の経営安定化が必要であることから、積立目的及び取崩基準の変更を行っております。
- 3 農業支援積立金は、農産物価格、生産資材価格の著しい変動により発生する臨時的経費及び、農業者の支援をより充実させるため、積立目標額を販売品販売高の100分の10に変更しております。

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に 機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月26日 ハリマ農業協同組合 代表理事組合長 柴原 利春

6. 部門別損益計算書

(令和4年度) (単位:千円)

区 分		計	信 用事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他事 業	営農指導事 業	共 通管理費等
事業収益	1	2,078,299	582,989	356,707	395,587	741,174	1,840	
事業費用	2	1,024,229	153,582	27,489	308,692	519,499	14,963	
事業総利益 (①一②)	3	1,054,070	429,406	329,217	86,895	221,674	▲ 13,123	
事業管理費	4	1,029,771	307,524	269,042	182,320	247,461	23,422	
(うち減価償却費	⑤)	(57,833)	(16,059)	(8,840)	(16,429)	(15,756)	(748)	
※うち共通管理費	6		92,745	66,496	51,277	70,157	3,690	▲ 284,368
(うち減価償却費	7)		(7,740)	(5,550)	(4,279)	(5,855)	(308)	(▲ 23,734)
事業利益(▲は事業損失) (③-④)	8	24,298	121,881	60,175	▲ 95,425	▲ 25,786	▲ 36,546	
事業外収益	9	109,940	32,348	23,320	25,910	27,074	1,287	
※うち共通分	10		32,348	23,193	17,884	24,469	1,287	▲ 99,183
事業外費用	11)	23,749	7,745	5,553	4,282	5,859	308	
※うち共通分	12		7,745	5,553	4,282	5,859	308	▲ 23,749
経常利益(▲は経常損失) (⑧+⑨-⑪)	13)	110,489	146,483	77,942	▲ 73,797	▲ 4,572	▲ 35,567	
特別利益	14)	5,448	1,189	853	657	2,699	47	
※うち共通分	15)		1,189	853	657	900	47	▲ 3,648
特別損失	16	52,137	1,531	1,098	846	48,599	60	
※うち共通分	17)		1,531	1,098	846	1,158	60	▲ 4,696
税引前当期利益(▲は税 引前当期損失) (③+④-⑥)	18)	63,800	146,142	77,697	▲ 73,986	▲ 50,472	▲ 35,580	
営農指導事業分配賦額	19		14,300	10,964	2,893	7,421	▲ 35,580	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(▲は営 農指導事業分配賦後税引 前当期損失) (18一19)	20	63,800	131,841	66,732	▲ 76,879	▲ 57,894		

- ※①、②は、各事業相互間の内部損益を除去する前の金額としています。
- ※⑥、⑩、⑫、⑮、⑪は、各事業に直課できない部分。
- 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - (1) 共通管理費等

{(人頭割+人件費を除いた事業管理費割(共通管理費配賦前)+事業総利益割)の平均値}により記載しています。

(2) 営農指導事業 事業総利益割で記載しています。

2. 配賦割合(1. の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区分	信 用事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	32.62	23.38	18.03	24.67	1.30	100.00
営農指導事業	40.19	30.82	8.13	20.86		100.00

7. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

	(十年: 十八日(八八八)					
	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事	業総収益	3,061,036	2,698,787	2,363,547	2,095,601	2,078,299
	信用事業収益	641,936	624,727	602,418	581,596	582,989
	共済事業収益	413,661	402,317	384,523	381,698	356,707
	農業関連事業収益	415,774	368,444	369,489	364,053	395,587
	その他事業収益	1,589,665	1,303,299	1,007,114	768,253	743,014
経	常利益	58,050	77,582	112,115	106,292	110,489
	期剰余金 (▲は当期損失金)	23,009	35,667	28,199	34,200	50,602
出	資金	944,987	928,419	892,865	869,657	852,401
	(出資口数)	(944,987)	(928,419)	(892,865)	(869,657)	(852,401)
純	資産額	5,630,811	5,630,915	5,620,253	5,582,313	5,523,861
総	資産額	75,193,419	74,642,516	76,344,857	76,210,416	75,805,773
貯	·金等残高	68,457,239	68,057,774	69,762,920	69,709,264	69,331,021
貸	出金残高	12,589,053	11,926,064	10,976,386	10,239,603	10,262,668
有	価証券残高	676,010	673,190	448,950	1,393,850	2,006,120
剰.	余金配当金額	9,422	9,026	8,862	8,646	8,440
	出資配当額	9,422	9,026	8,862	8,646	8,440
	特別配当額					
職	 .員数	166	156	150	148	139
単	体自己資本比率	20.14	19.65	18.36	18.42	18.80

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 - 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 - 3. 信託業務の取扱いは行っておりません。
 - 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
資金運用収支	503	509	▲ 6
役務取引等収支	15	13	2
その他信用事業直接収支	▲ 89	▲ 103	14
信用事業粗利益	522	510	12
(信用事業粗利益率)	(0.61)	(0.57)	(0.04)
事業粗利益	1,200	1,201	▲ 1
(事業粗利益率)	(1.56)	(1.56)	(0.00)
事業純益	167	182	▲ 15
実質事業純益	171	186	▲ 15
コア事業純益	0	7	▲ 7
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	▲ 10	4	▲ 14

- (注) 1. その他信用事業収支=その他事業直接収益+その他経常収益-その他事業直接費用-その他経常費用
 - 2. 信用事業粗利益=信用事業収益(その他経常収益を除く。)
 - -信用事業費用(その他経常費用を除く。)+金銭の信託運用見合費用
 - 3. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益/信用事業資産平均残高×100
 - 4. 事業粗利益=事業総利益-信用事業に係るその他経常収益
 - ー信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用
 - +信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取出資配当金+金銭の信託運用見合費用
 - 5. 事業粗利益率=事業粗利益/総資産平均残高×100
 - 6. 事業純益=事業粗利益-事業管理費-一般貸倒引当金繰入額
 - 7. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
 - 8. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益
 - 9. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目		令和4年度		令和3年度			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平均残高	利 息	利回	平均残高	利 息	利回
資	金運用勘定	70,012	582	0.83	70,098	482	0.68
	うち預 金	57,924	305	0.52	58,364	312	0.53
	うち有価証券	1,996	9	0.47	929	2	0.21
	うち貸 出 金	10,090	155	1.54	10,805	167	1.54
資	金調達勘定	70,164	36	0.05	70,115	44	0.06
	うち貯金・定期積金	70,155	36	0.05	70,115	44	0.06
	うち借入金	8	0	0.58			
総	資金利ざや			0.33			0.32

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率) 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高
 - 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等 奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	令和4年度増減額	令和3年度増減額
受 取 利 息	▲ 14	▲ 21
うち預金	▲ 8	▲ 3
うち有価証券	7	▲ 1
うち貸出金	▲ 12	▲ 17
支 払 利 息	▲ 8	▲ 11
うち貯金・定期積金	▲ 8	▲ 11
うち譲渡性貯金		
うち借入金		
差引	▲ 6	▲ 10

- (注) 1. 増減額は前年度対比です
 - 2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等 奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1)貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高 (単位:百万円,%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
流動性貯金	24,432 (34.8)	22,498 (32.0)	1,934
定期性貯金	45,708 (65.1)	47,602 (67.8)	▲ 1,894
その他の貯金	15 (0.0)	14 (0.0)	1
計	70,155 (100.0)	70,115 (100.0)	41
譲渡性貯金	()	<u> </u>	
合 計	70,155 (100.0)	70,115(100.0)	41

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金+別段貯金
 - 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 - 3. ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位:百万円,%)

種類類	令和4年度	令和3年度	増減
定期貯金	43,650 (100.0)	45,303 (100.0)	▲ 1,653
うち固定自由金利定期	43,648 (99.9)	45,302 (99.9)	▲ 1,653
うち変動自由金利定期	()	()	

- (注) 1. 固定自由金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
 - 2. 変動自由金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
 - 3. ()内は構成比です。

(2)貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種類類	令和4年度	令和3年度	増減
手形貸付			
証書貸付	9,663	10,431	▲ 768
当座貸越	434	372	62
割引手形			
合 計	10,098	10,805	▲ 707

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円,%)

種 類	令和4年度	令和3年度	増減
固定金利貸出	4,751 (46.2)	4,374 (42.7)	377
変動金利貸出	5,091 (49.6)	5,426 (52.9)	▲ 335
その他	419 (4.0)	437 (4.2)	▲ 18
合 計	10,262 (100.0)	10,239 (100.0)	23

(注)()内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種類	令和4年度	令和3年度	増減
貯金・定期積金等	1,635	1,640	▲ 5
有価証券			
動産			
不 動 産			
その他担保物			
小計	1,635	1,640	▲ 5
農業信用基金協会保証	2,889	2,992	▲ 103
その他保証	804	876	▲ 72
小計	3,693	3,868	▲ 175
信用	4,934	4,730	204
合 計	10,262	10,239	23

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高 該当する事項はありません。 ⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円.%)

種類類	令和4年度	令和3年度	増減
設備資金	7,711 (75.1)	8,041 (78.5)	▲ 330
運転資金	2,551 (24.9)	2,198 (21.5)	353
合 計	10.262 (100.0)	10.239 (100.0)	23

(注)())内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円,%)

種類類	令和4年度	令和3年度	増減
農業	370 (3.6)	418 (4.0)	▲ 48
林業	23 (0.2)	21 (0.2)	2
水産業	()	()	
製造業	1,064 (10.3)	982 (9.5)	82
鉱業	()	()	
建設•不動産業	214 (2.0)	228 (2.2)	▲ 14
電気・ガス・熱供給・水道業	10 (0.1)	11 (0.1)	▲ 1
運輸・通信業	4 (0.0)	4 (0.0)	0
金融•保険業	122 (1.1)	242 (2.3)	▲ 120
卸売・小売・サービス業・飲食業	604 (5.8)	628 (6.1)	▲ 24
地方公共団体	2,243 (21.8)	1,718 (16.7)	525
非営利法人	()	()	
その他	5,604 (54.6)	5,983 (58.4)	▲ 379
合 計	10,262 (100.0)	10,239 (100.0)	23

(注)())内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主な農業関係の貸出金残高

1)営農類型別

(単位:百万円)

_ / _ /2/// _ //			
種類	令和4年度	令和3年度	増 減
農業	344	353	▲ 9
榖作	50	63	▲ 13
野菜・園芸	0	1	1
果樹・樹園農業			
工芸作物			
養豚・肉牛・酪農	1	2	1
養鶏・養卵			
養蚕			
その他農業	291	286	5
農業関連団体等			
合 計	344	353	▲ 9

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 - 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 - 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2)貸出種類別

〔貸出金〕 (単位:百万円)

種類類	令和4年度	令和3年度	増減
プロパー資金	341	349	▲ 8
農業制度資金	3	4	▲ 0
農業近代化資金			
その他制度資金	3	4	▲ 0
合 計	344	353	A 9

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 - 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 - 3. その他制度資金には,農業経営改善促進資金(ス-パ-S資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:千円)

	債権区分		債権額	保全額				
			貝惟蝕	担保	保証	引当	合計	
破	産更生債権及び	4年度	480,942	419,526	1,607	59,808	480,942	
ニオ	れらに準ずる債権	3年度	494,127	437,494		55,517	493,012	
	危険債権	4年度						
	心灰貝惟	3年度	15,695		15,695		15,695	
	要管理債権	4年度	14,330	104,330			14,330	
	女日垤惧惟	3年度	17,561	17,561			17,561	
	三月以上	4年度						
	延滞債権	3年度	1,004	1,004			1,004	
	貸出条件	4年度	14,330	14,330			14,330	
	緩和債権	3年度	16,556	16,556			16,556	
	小計	4年度	495,273	433,856	1,607	59,808	495,271	
	(1,01	3年度	527,383	455,055	15,695	55,517	526,268	
	正常債権	4年度	9,787,456					
	止市 良惟	3年度	9,733,469					
	合計	4年度	10,282,729					
	口印	3年度	10,260,853					

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続き開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対す る債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権法規その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区別される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況 該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

		令和4年度					令和3年度			
区 分	期首残高	期中	期中源	找少額	期末残高	期首残高	期中	期中源	找少額	期末残高
	州日次同	増加額	目的使用	その他	州小汉同	州日7次同	増加額	目的使用	その他	州 个 次 同
一般貸倒引 当金		3,130		3,785	3,130	2,591	3,785		2,591	3,785
個別貸倒引 当金	2221/	59,808	6,422	49,095	59,808	45,190	55,517	746	44,443	55,517
合 計	59,303	62,939	6,422	52,880	62,939	47,782	59,303	746	47,034	59,303

① 貸出金償却の額

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和3年度	
貸出金償却額		1,435	

(3)内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

	(十位: (日2717/					
	行 米百		令和4	4年度	令和3年度	
種 類			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送	金・振 込 為 替	件 数	29,866	124,677	28,983	118,577
حا	並、派及為自	金 額	11,389	26,227	9,980	26,000
代	金取立為替	件 数	12		21	
16	並以上向首	金 額	2		3	
雑	為替	件 数	235	587	228	74
木田	荷	金 額	30	6,225	24	20
	A =1	件 数	30,113	125,264	29,232	118,651
	合 計	金 額	11,421	32,451	10,009	26,021

(4)有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

	種類		令和4年度	令和3年度	増 減
国		債	1,537	719	818
地	方	債	460	209	251
	合 計		1,997	928	1,069

- (注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。
 - ② 商品有価証券種類別平均残高 該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

										<u> </u>
和	重	類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和	令和4年度									
国		債						1,448,200		1,448,200
地	方	債					99,260	458,660		557,920
令和	令和3年度									
国		債						1,109,860		1,109,860
地	方	債						283,990		283,990

(5)有価証券等の時価情報等

有価証券の時価情報
 「売買目的有価証券」
 該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券] 該当する取引はありません。

「その他有価証券]

(単位:千円)

					△和4左帝				今知の左座	(单位:十门)
					令和4年度				令和3年度	
	種類		類	取得原価 又は償却 原価	貸借対照 表計上額	差	額	取得原価 又は償却 原価	貸借対照 表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取	国		債					98,740	99,150	409
背上観が取 得原価又は 償却原価を超	地	方	債							
えるもの	小	į	計			-	_	98,740	99,150	409
貸借対照表 計上額が取	国		債	1,543,272	1,448,200	▲ 95,	072	1,050,493	1,010,710	▲ 39,783
計工額が取 得原価又は 償却原価を超	地	方	債	600,000	557,920	4 2,	080	300,000	283,990	▲ 16,010
えないもの	小	1	計	2,143,272	2,006,120	1 37,	152	1,350,493	1,294,700	▲ 55,793
合言	+			2,143,272	2,006,120	1 37,	152	1,449,234	1,393,850	▲ 55,384

- ② 金銭の信託の時価情報 該当する取引はありません。
- ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引 該当する取引はありません。

(6)預かり資産の状況

- ①投資信託残高(ファンドラップ含む) 該当する取引はありません。
- ②残高有り投資信託口座数 該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1)長期共済保有契約高

(単位:万円)

	種類類	令和4	 年度	令和3年度		
	性	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
	終身共済	311,415	7,723,145	478,923	8,200,590	
	定期生命共済	24,400	126,310	26,380	109,560	
	養老生命共済	25,345	1,089,270	26,400	1,209,922	
生	うちこども共済	14,500	497,603	17,270	527,513	
命	医療共済	1,920	64,150	2,100	77,040	
系	がん共済		15,350		15,950	
	定期医療共済		22,990		29,410	
	介護共済	9,548	107,881	21,293	100,045	
	年金共済		15,000		15,000	
廷	上物更生共済	324,490	7,151,255	194,371	7,351,326	
	合 計	697,119	16,315,352	749,468	17,108,844	

⁽注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

(2)医療系共済の共済金額保有高

(単位:万円)

種類	令和4	4年度	令和3年度		
1生 块	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
医療 共済	15,479	47,358	21,934	29,690	
がん共済	26	1,181	27	1,187	
定期医療共済		114		129	
合 計	15,506	48,654	21,961	31,007	

⁽注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3)介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:万円)

種類	令和4	1年度	令和3年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
介護共済	15,753	181,556	24,873	169,118	
認知症共済	18,690	18,490			
生活障害共済(一時金型)	61,440	455,410	69,180	403,420	
生活障害共済(定期年金型)	1,020	11,970	2,520	11,632	
特定重度疾病共済	18,460	110,820	33,000	96,160	

⁽注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4)年金共済の年金保有高

(単位:万円)

種類	令和4	4年度	令和3年度		
性類	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
年 金 開 始 前	4,413	203,440	4,757	208,033	
年 金 開 始 後		72,575		69,910	
合 計	4,413	276,015	4,757	277,944	

⁽注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5)短期共済新契約高

(単位:万円)

				(+ <u>+</u> <u>-</u> - - - - - - - - -	
種類	令和4	4年度	令和3年度		
性	金額	掛金	金額	掛金	
火 災 共 済	632,020	555	617,881	529	
自動車共済		29,275		29,634	
傷害共済	1,270,730	1,573	819,550	1,585	
団体定期生命共済					
定額定期生命共済					
賠償責任共済		12		14	
自賠責共済		8,269		8,133	
合 計		39,687		39,897	

⁽注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済 の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1)購買事業取扱実績

① 受託購買品

該当する取引はありません。

② 買取購買品 (単位:千円)

		種類		令和4年度	令和3年度
		作生 块		取扱高	取扱高
	肥	9	料	84,137	58,945
生	農		薬	38,073	29,737
産	愈	1	料	6,988	3,551
資	農	と 業 機	械	62,930	48,587
材	7	. の	他	27,005	22,504
	月	١	計	219,135	163,326
生	食	米		12,196	31,994
	旧	一般食	品	20,104	
活	Ш	用保健雑	貨	47,958	55,853
物	溹	ア 庭 燃	料	436,192	383,596
	7	. の	他	13,881	461
資	月	١	計	530,334	471,905
		合 計		749,469	635,232

⁽注)供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2)販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位:千円)

 種 類	令和4年度	令和3年度
性 	取扱高	取扱高
米	82,080	93,645
麦・豆・雑 穀	870	439
野菜	49,966	89,735
花き・花木	11,351	
畜 産 物	98,348	104,145
林 産 物	578	684
その他	29,846	
計	273,042	288,650

⁽注)当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

② 買取販売品

(単位:千円)

種	類		令和4年度	令和3年度
但			取扱高	取扱高
農	産	物	98,672	110,526
加	エ	品	31,254	12,304
	計		129,927	122,830

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3)保管事業取扱実績

(単位:千円)

J	頁 目	令和4年度	令和3年度
ul=s	保 管 料	1,977	1,927
収	荷 役 料	——	——
益	その他の収入	705	557
	計	2,682	2,484
#	保管材料費	——	——
費	保管労務費	——	——
用用	その他の費用	937	783
713	計	937	783
身	· 引	1,745	1,700

(4)その他の事業取扱実績

(1) 葬祭事業

(単位:千円)

Į	頁 目	令和4年度	令和3年度
	自宅葬収入	1,553	3,142
収	会館葬収入	123,608	105,807
益	その他収入	895	1,584
	計	126,057	110,534
#	自宅葬費用		
費	会館葬費用	55,267	47,046
用用	その他費用	3,689	3,936
,,,	計	58,955	50,982
身	善引	67,101	59,551

(2) 堆肥センター事業

(単位:千円)

Į	頁 目	令和4年度	令和3年度
ılπ	手 数 料	9,690	10,748
収	その他の収入	86	107
ш	計	9,776	10,855
#	堆肥原料費		
賀	資 材 費	521	848
用	その他の費用	6,918	3,536
- 13	計	7,439	4,385
身	善 引	2,337	6,469

(3) 診療所事業

(-,	HP 1774171 3 P14		\ 1 I— : 1 1 17		
٦	頁 目	令和4年度	令和3年度		
収	診療収入	121,914	123,117		
	診療雑収入	1,245	343		
塩	計	123,160	123,460		
	薬品薬剤費	29,721	33,157		
費	医療資材費	4,636	4,937		
	人 件 費	5,158	4,669		
	委 託費	8,740	7,876		
	施 設 管 理 費	9,336	7,518		
用	その他の費用	3,275	3,082		
	計	60,869	61,242		
Ż	自 引	62,290	62,218		

(3) 指導事業 (単位:千円)

	項目	令和4年度	令和3年度
	営 農 指 導 賦 課 金		
収	営農指導補助金		502
	営農実費収入	1,840	202
	営農指導計	1,840	704
	生活指導賦課金		
	生活実費収入	1,371	1,285
	文 化 活 動 実 費 収 入		
	高齢者対策活動収入		
入	生活指導計	1,371	1,285
	収入合計	3,211	1,989
	営農改善費	13,590	11,497
支	営農指導雑費	1,373	1,687
	営農指導計	14,963	13,185
	教 育 文 化 情 報 費	139	125
	生活指導費	1,325	869
	高齢者対策費	681	599
	生活指導雑費	407	327
出	生活指導計	2,554	1,922
	支出合計	17,518	15,107
	差引	▲ 14,307	1 3,118

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.14	0.13	0.01
資本経常利益率	1.96	1.96 1.88	
総資産当期利益率	0.06	0.04	0.02
資本当期利益率	0.90	0.60	0.30

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 - 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
 - 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 - 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

				, , ,— · · · · ·
区	令和4年度		令和3年度	増減
貯貸率	期末	14.80	14.69	0.11
灯貝竿	期中	14.38	15.41	▲1.03
貯証率	期末	2.89	2.00	0.89
打証 件	期中	2.85	1.32	1.53

- (注) 1. 貯貸率(期 末)=貸出金残高/貯金残高×100
 - 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 - 3. 貯証率(期 末)=有価証券残高/貯金残高×100
 - 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

Ⅴ 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	令和4年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,652,573	5,629,653
うち、出資金及び資本準備金の額	852,401	869,657
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	4,817,060	4,775,706
うち、外部流出予定額(▲)	8,440	8,646
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 8,447	▲ 7,063
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,180	3,839
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,180	3,839
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	5,655,754	5,633,492
コア資本に係る調整項目	1	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,806	1,950
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,806	1,950
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		

特	定項目に係る十五パーセント基準超過額		
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
⊐	ア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,806	1,950
自	己資本		
自	己資本の額 ((イ)ー(ロ)) (ハ)	5,653,948	5,631,542
IJ.	スク・アセット等		
信	用リスク・アセットの額の合計額	27,859,297	28,274,397
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 180,854	▲ 361,708
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 180,854	▲ 361,708
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
	うち、上記以外に該当するものの額		
オ	ペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	2,212,954	2,290,796
信	用リスク・アセット調整額		
オ	ペレーショナル・リスク相当額調整額		
IJ.	スク・アセット等の額の合計額(二)	30,072,251	30,565,193
自	己資本比率		
自	己資本比率 ((ハ)/(二))	18.80%	18.42%

(注)

- 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2 号)に基づき算出しています。
- 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

		令和4年度		令和3年度			
	エクスポージャー		所要自己資本額	エクスポージャー	リスク・アセット額	所要自己資本額	
	の期末残高	а	b=a×4%	の期末残高	а	b=a×4%	
現金	193,996			129,937			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,544,001			1,110,622			
外国の中央政府及び中央銀行 向け							
国際決済銀行等向け							
我が国の地方公共団体向け	2,844,727			2,002,733			
外国の中央政府等以外の公共 部門向け							
国際開発銀行向け							
地方公共団体金融機構向け							
我が国の政府関係機関向け							
地方三公社向け							
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	56,467,265	11,293,453	·	57,694,409	11,538,881	461,5	
法人等向け	720,095	720,095	28,803	713,107	124,054	4,9	
中小企業等向け及び個人向け	2,201,077	1,650,808	66,032	2,324,472	1,105,301	44,2	
抵当権付住宅ローン	577,412	202,094	8,083	659,475	226,565	9,00	
不動産取得等事業向け							
三月以上延滞等	19,526	15,183	607	45,634	43,481	1,7	
取立未済手形	27,465	5,493	219	20,175	4,035	10	
信用保証協会等保証付	2,898,773	289,877	11,595	3,014,774	293,972	11,7	
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付							
共済約款貸付							
出資等	143,255	143,255	5,730	143,255	143,255	5,7	
(うち出資等のエクスポー ジャー)	143,255	143,255	5,730	143,255	143,255	5,73	
(うち重要な出資のエクスポージャー)							
上記以外	8,306,762	15,548,870	621,954	8,374,445	15,156,557	606,2	
(うち他の金融機関等の対象 資本等調達手段のうち対象普 通出資等及びその他外部TL AC関連調達手段に該当する もの以外のものに係るエクス ポージャー)							
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,808,589	12,021,473	480,858	4,809,158	12,022,896	480,9	
(うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエ クスポージャー)	19,482	48,706	1,948	40,867	102,169	4,0	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)						_	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)						_	
(うち上記以外のエクスポー ジャー)	3,478,690	2,902,578	116,103	3,524,419	3,031,491	121,2	
証券化							
(うちSTC要件適用分)						_	
(うち非STC適用分)						_	

再証券	·						
が通	リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポー ジャー						
	うちルックスル一方式)						
(うちマンデート方式)						
(うち蓋然性方式250%)						
(うち蓋然性方式400%)						
(うちフォールバック方式)			-			
	置によりリスク・アセットの 入されるものの額		-				
手段にる経過	融機関等の対象資本調達 係るエクスポージャーに係 措置によりリスク・アセットの 入されなかったものの額		180,854	7,234		361,708	14,468
標準的手ジャー別	法を適用するエクスポー 計	75,944,359	27,859,297	1,114,371	76,288,427	28,274,397	1,130,976
CVAリス	ク相当額÷8%						
中央清算	機関関連エクスポージャー						
合計(信	用リスク・アセットの額)	75,944,359	27,859,297	1,114,371	76,288,427	28,274,397	1,130,976
	ショナル・リスクに対する	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資 本額	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資 本額
	要自己資本の額	a	a	b=a×4%	ā	a	b=a×4%
<u> </u>	<基礎的手法>		2,212,954	88,518		2,290,796	91,631
	所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資 本額
所			a	b=a×4%	а		b=a×4%
			30,072,251	1,202,890	30,565,193		1,222,607

- (注) 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 - 5. 証券化 (証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置による リスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・ア セットの額に算入したものが該当します。
 - 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法 として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額
 - 8. JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8%

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

				△ 1	14年度		令和3年度					
				□□↑]4年度			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	×	. /,	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上 延滞エクス ポージャー	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上 延滞エクス ポージャー
		農業	45,508	45,508				49,717	49,717			
		林業	22,510	22,510				19,487	19,487			
		水産業										
		製造業	300,760	300,760				263,474	263,474			
		鉱業										
	·+	建設·不動産 業	96,604	96,604			17,101	107,771	107,771			17,953
	法人	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0				524	524			
		運輸·通信業										
		金融•保険業	56,583,801	120,569				57,935,548	57,935,548			
		卸売・小売・飲 食・サービス 業	408,504	408,504				462,237	462,237			
		日本国政府· 地方公共団体	4,388,729	2,244,031	2,144,698			3,168,740	1,718,448	1,450,291		
		上記以外	25,286	25,286				35,206	35,206			
	個ノ	(7,023,634	7,023,634			62,238	7,369,875	7,369,871			83,021
	その	D他	7,108,850	94,248			18	6,931,431				
業	種別	残高計	76,004,190	10,381,658	2,144,698		79,357	76,344,014	10,267,878	1,450,291		100,975
	1年	以下	56,977,920	1,314,687				59,067,880	1,373,471			
	1年	超3年以下	1,373,762	573,762				635,951	635,951			
	3年	超5年以下	700,177	700,177				766,813	766,813			
	5年	超7年以下	546,075	546,075				497,560	497,560			
	7年	超10年以下	2,523,455	2,423,302	100,153			1,745,231	1,745,231			
		手超	6,240,831	4,196,286	2,044,544			6,132,115	4,681,823	1,450,291		
	期にいま	艮の定めのな らの	7,641,968	627,366				567,029	567,029			
残	存期	間別残高計	76,004,190	10,381,658	2,144,698			76,344,014	10,267,878	1,450,291		

(注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポー ジャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関 が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

													(里1	<u> 豆:十円)</u>
					令和4				令和3年度					
		区 分	期 首 残 高	期中	期中》	載少額	期 末 残 高	貸出金	期首	期中	期中》	咸少額	期末	貸出金
			残 高	増加額	目的使用	その他	残 高	償 却	残 高	増加額	目的使用	その他	残 高	償 却
_	一般貸倒引当金		3,839	3,180		3,839	3,180		2,613	3,839		2,613	3,839	
佢	個別貸倒引当金		55,586	59,831	6,422	49,164	59,831		45,452	55,586	754	44,698	55,586	
		農業												
		林業												
		水産業												
	法	製造業												
		鉱業												
		建設•不動産業	9,671	16,951		9,671	16,951		6,877	9,671		6,877	9,671	
		電気・ガス・ 熱供給・水 道業												
	人	運輸•通信 業												
		金融•保険 業												
		卸売・小 売・飲食・ サービス業												
		その他	65	18		65	18		82	65		82	65	
		個 人	45,849	42,861	6,422	39,428	42,861		38,493	45,849	754	37,739	45,849	
	業種別計		55,586	59,831	6,422	49,164	59,831		45,452	55,586	754	44,698	55,586	

⁽注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

							\+
			令和4年度			令和3年度	
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	リスク・ウエイト 0%		4,582,726	4,582,726		3,298,677	3,298,677
	リスク・ウエイト 2%						
	リスク・ウエイト 4%						
	リスク・ウエイト 10%		2,845,858	2,845,858		2,939,723	2,939,723
信用リ	リスク・ウエイト 20%		56,494,730	56,494,730		57,714,585	57,714,585
スク削 減効果	リスク・ウエイト 35%		375,221	375,221		647,330	647,330
勘案後	リスク・ウエイト 50%		70,118	70,118		59,144	59,144
残高	リスク・ウエイト 75%		1,262,479	1,262,479		1,370,322	1,370,322
	リスク・ウエイト100%		3,267,430	3,267,430		3,537,648	3,537,648
	リスク・ウエイト150%		1,646	1,646		9,867	9,867
	リスク・ウエイト250%		4,707,502	4,707,502		4,608,887	4,608,887
	その他						
リスク・	ウエイト1250%						
	計		73,607,713	73,607,713		74,186,185	74,186,185

- (注)1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 - 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 - 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、 重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

						(辛四.111/
	令和4年度			令和3年度		
区 分	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け						
法人等向け	430,824			461,651		
中小企業等向け及び個人向け	106,700	413,270		102,776	387,798	
抵当権住宅ローン		195,342				
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等						
証券化						
中央清算機関関連						
上記以外	108,842	130,656		97,919	77,597	
合 計	646,367	739,269		662,347	465,396	

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 3. 「証券化」(証券化エクスポージャー)とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
 - 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、当該第三者に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和4	1年度	令和3年度		
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上場	2,006,120	2,006,120	1,393,850	1,393,850	
非上場	4,830,016	4,830,016	4,711,275	4,711,275	
合 計	6,836,136	6,836,136	6,105,125	6,105,125	

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

令和4年度			令和3年度			
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額	
3,291			1,214			

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等)

(単位:千円)

令和4	4年度	令和3年度		
評価益	評価損	評価益	評価損	

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

令和4	4年度	令和3年度		
評価益	評価損	評価益評価損		

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、

 LEVEおよび

 NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

- ◇⊿EVEおよび⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる∠EVEおよび ✓NIIと大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

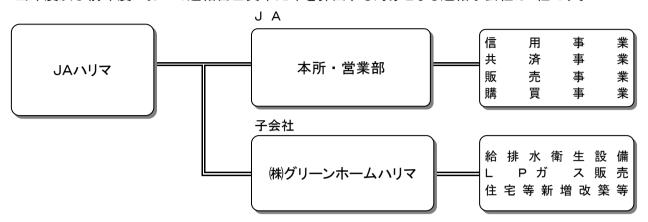
IRRBB 1 : 金利リスク						
項番		⊿E	EVE	⊿١	III	
快田		令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	
1	上方パラレルシフト	154	29			
2	下方パラレルシフト					
3	スティープ化	305	210			
4	フラット化					
5	短期金利上昇					
6	短期金利低下	38	9			
7	最大値	305	210			
		令和4年度		令和3	3年度	
8	自己資本の額	5,6	553	5,6	31	

VI 連結情報

1. グループの概況

(1)グループの事業系統図

JAハリマのグループは、当JA、子会社1社で構成されています。 当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。



(2)子会社等の状況

名 称	株式会社 グリーンホームハリマ
主たる営業所又は事務所の所在地	一宮町安積418番地2
事業の内容	給排水衛生設備、LPガス販売、住宅等新増改築等
設立年月日	平成2年8月20日
資本金又は出資金	20,000千円
当JAの議決権比率	100%
他の子会社等の議決権比率	

(注) 「総議決権に占める等JAの子会社・関連会社の所有割合」は、当該会社の議決権のうち、当該当JAの他の子会社・関連会社の所有する議決権の割合です。

(3)連結事業概況(令和2年度)

- ◇ 連結事業の概況
 - ・ 令和4年度における連結決算は、子会社1社を連結しております。
 - ・コロナ禍が続く中、JAハリマにおいては、第11次中期経営計画の初年度として、営農・経済事業においては、販路の拡大や新たな特産品の研究、直売所機能強化に取り組むとともに、営農指導体制の充実を図り、農業者所得の増大に向けて取り組みを強化した結果、収支面では事業利益24,298千円、経常利益110,489千円、当期剰余金50,602千円となりました。㈱グリーンホームハリマにおいては、営業利益は増加したものの、純利益は減少し4,416千円となりました。連結決算の結果、事業利益50,061千円、経常利益131,150千円、当期剰余金53,390千円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連	結事業収益	3,468,601	2,885,365	2,553,444	2,290,763	2,284,723
	信用事業収益	641,732	624,725	602,412	581,596	582,989
	共済事業収益	413,577	402,233	384,436	381,598	356,616
	農業関連事業収益	415,774	368,444	364,053	364,053	395,587
	その他事業収益	1,997,518	1,489,963	1,202,543	963,516	949,531
連	結経常利益 結経常利益	72,717	98,093	129,177	123,015	131,150
連絲	詰当期剰余金(▲は連結当期損失金)	13,103	44,499	38,485	51,839	53,390
連	結純資産額	5,926,426	5,935,373	5,935,006	5,914,716	5,859,061
連	結総資産額	75,242,860	74,699,103	76,403,910	76,275,377	75,877,052
連	結自己資本比率	21.14	20.66	19.33	19.52	19.89

- (注)1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。
 - 2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度は旧告示(バーゼルII)に基づく連結自己資本比率を記載しています。

(5)連結貸借対照表

					(単位:十円)
科目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)	科目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	69,270,773	69,802,619	1 信用事業負債	69,164,229	69,521,706
(1) 現金及び預金	56,664,668	57,835,341	(1) 貯金	69,039,377	69,413,913
(2) 有価証券	2,006,120	1,393,850	(2) 借入金	——	
(3) 貸出金	10,262,668	10,239,603	(3) その他の信用事業負債	124,852	107,792
(4) その他の信用事業資産	400,255	393,127	2 共済事業負債	203,068	205,576
(5) 貸倒引当金	▲ 62,939	▲ 59,303	(1) 共済資金	75,958	74,608
2 共済事業資産	795	4,274	(2) その他の共済事業負債	127,109	13,968
(1) その他の共済事業資産	795	4,274	3 経済事業負債	216,482	240,741
3 経済事業資産	445,169	447,301	(1) 支払手形及び経済事業未払金	77,909	83,596
(1) 受取手形及び経済事業未収金	923	145,796	(2) その他の経済事業負債	138,572	106,850
(2) 棚卸資産	102,881	101,232	4 設備借入金		
(3) その他の経済事業資産	341,494	200,426	5 雑負債	155,967	79,708
(4) 貸倒引当金	▲ 130	▲ 154	6 諸引当金	278,242	312,927
4 雑資産	47,898	25,288	(1) 賞与引当金	27,501	29,241
5 固定資産	1,172,886	1,164,006	(2) 退職給付に係る負債	225,340	213,330
(1) 有形固定資産	1,170,323	1,161,244	(3) 役員退職慰労引当金	25,401	70,356
減価償却資産	3,422,887	3,422,834	負債の部合計	70,017,990	70,360,661
土地	419,606	437,576	(純資産の部)		
リース資産	81,894	8,570	1 組合員資本	5,996,213	5,970,100
減価償却累計額	4 2,767,555	2 ,716,038	(1) 出資金	852,401	869,657
(2) 無形固定資産	2,562	2,761	(2) 利益剰余金	5,153,259	
その他の無形固定資産	2,562	2,761	(3) 処分未済持分	▲ 8,447	▲ 7,063
6 外部出資	4,810,016	4,691,275	(4) 子会社の所有する親組合出資金	▲ 1,000	1 ,000
(1) 外部出資	4,810,016	4,691,275	2 評価・換算差額等	▲ 137,152	▲ 55,384
7 退職給付に係る資産	102,767	113,094	(1) その他有価証券評価差額金	▲ 137,152	▲ 55,384
8 繰延税金資産	26,744	27,518	純資産の部合計	5,859,061	5,914,716
資産の部合計	75,877,052	76,275,377	負債及び純資産の部合計	75,877,052	76,275,377

(6)連結損益計算書

						(単位:千円)
	1.4	令和4年度		/ 4	令和3年度	4.5
科目	(自 至	令和4年4月 令和5年3月3	1日	(自 至	令和3年4月	1日)
4 市 类 纵 和 关	王	市和5年3月3		王	令和4年3月3	
1 事業総利益		500.000	1,123,372		504 500	1,108,488
(1) 信用事業収益		582,989		550.044	581,596	
資金運用収益	539,900			553,644		
(うち預金利息)	(305,575)			(312,491)		
(うち有価証券利息)	(9,398)			(2,737)		
(うち貸出金利息)	(155,920)			(167,592)		
(うちその他受入利息)	(69,006)			(70,823)		
役務取引等収益	18,087			16,843		
その他事業直接収益						
その他経常収益	21,709			9,893		
(2) 信用事業費用		153,578			175,277	
資金調達費用	36,434			44,537		
(うち貯金利息)	(35,914)			(43,913)		
(うち給付補てん備金繰入)	(100)			(128)		
(うちその他支払利息)	(368)			(495)		
役務取引等費用	2,550			3,016		
その他事業直接費用						
その他経常費用	114,593			127,723		
(うち貸倒引当金戻入益)	(10,058)			(12,267)		
信用事業総利益			429,410	, , , , , ,		406,318
(3) 共済事業収益		356,616	,		381,598	,
共済付加収入	335,682			353,388	,	
その他の収益	20,933			28,210		
(4) 共済事業費用		27,489			33,191	
共済推進費及び共済保全費	17,342			22,327	55,151	
その他の費用	10,147			10,863		
共済事業総利益	10,117		329,126	10,000		348,407
(5) 購買事業収益		755,734	020,120		777,671	0 10, 107
購買品供給高	729,951	, 00,, 01		760,841	777,071	
その他の収益	25,783			23,162		
(6) 購買事業費用	20,700	717,212		20,102	729,242	
購買品供給原価	686,159	/ 1 / , 2 1 2		697,933	723,242	
購買供給費	12,834			13,387		
その他の費用	18,218			17,920		
購買事業総利益	10,210		38,522	17,020		48,428
(7) 販売事業収益		153,425	00,022		149,574	40,420
(7) 級兄事来収益 販売品販売高	126,939	100,420		122,535	170,0/4	D
版元品	19,379			18,785		
その他の収益	7,106			8,253		
(8) 販売事業費用	7,100	113,440		0,233	107,919	
(8) 販売事業質用 販売品販売原価	92,380	110,440		84,392	107,919	
	5,630			6,515		
その他の費用	15,429		00.001	17,011		44.05.4
販売事業総利益		405.050	39,984		400.004	41,654
(9) その他事業収益		435,959			400,324	
(10) その他事業費用		149,630	00000		136,645	000.07-
その他事業総利益			286,328			263,679

	令和4年度			令和3年度	
科目	(自 令和4年4月		(自	令和3年4月	1日、
	至 令和5年3月3		至	令和4年3月3	
2 事業管理費		1,073,311			1,053,548
(1) 人件費	832,511			818,697	
(2) その他事業管理費	240,799			234,850	
事 業 利 益		50,061			54,939
3 事業外収益		104,814			82,852
(1) 受取雑利息	2,164			2,234	
(2) 受取出資配当金	59,834			52,450	
(3) その他の事業外収益	42,815			28,167	
4 事業外費用		23,725			14,776
(1) 支払雑利息	2,417			1,602	
(2) 持分法による投資損				——	
(3) その他の事業外費用	21,307			13,174	
経 常 利 益		131,150			123,015
5 特別利益					
(1) 固定資産処分益	——			——	
(2) その他の特別利益	——			——	
6 特別損失		62,033			82,140
(1) 固定資産処分損	0			0	
(2) 減損損失	57,027			66,817	
(3) その他の特別損失	5,005			15,322	
税引前当期利益		74,565			40,893
法人税・住民税及び事業税		20,400			16,571
法人税等調整額		774			▲ 27,518
法人税等合計		21,175			▲ 10,946
当期剰余金		53,390			51,839

(7)連結剰余金計算書

科目	令和4年度	令和3年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高		
2. 資本剰余金増加高		
3. 資本剰余金減少高		
4. 資本剰余金期末残高		
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	5,108,506	5,066,325
2. 利益剰余金増加高	53,390	24,511
当期剰余金	53,390	24,511
3. 利益剰余金減少高	8,636	8,852
配当金	8,636	8,852
4. 利益剰余金期末残高	5,153,259	5,081,984

	(単位:千円)	
科 目	令和4年度 (自 令和 4年4月 1日 至 令和 5年3月31日)	令和3年度 (自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	74,565	40,893
減価償却費	65,891	62,718
減損損失	57,027	66,817
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	3,610	11,384
賞与引当金の増減額(▲は減少)	▲ 1,740	604
退職給付に係る負債の増減額(▲は減少)	12,010	6,917
その他引当金の増減額(▲は減少)	▲ 44,955	10,190
信用事業資金運用収益	▲ 470,894	▲ 482,821
信用事業資金調達費用	36,065	44,042
共済貸付金利息		
共済借入金利息		
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 61,999	▲ 54,685
支払雑利息	2,417	1,602
有価証券関係損益(▲は益)	363	2,361
固定資産売却損益(▲は益)	▲ 442	1 8
外部出資関係損益(▲は益)	1,258	
持分法による投資損益(▲は益)		
その他		
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(▲)減	▲ 23,065	736,783
預金の純増(▲)減	1,000,000	500,000
貯金の純増減(▲)	▲ 374,536	▲ 70,227
信用事業借入金の純増減(▲)	_ = 07.1,000	
その他の信用事業資産の純増(▲)減	▲ 14,685	83
その他の信用事業負債の純増減(▲)	20,753	▲ 108,650
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	20,:00	
共済貸付金の純増(▲)減		
共済借入金の純増減(▲)		
共済資金の純増減(▲)	1,350	48,775
未経過共済付加収入の純増減(▲)	▲ 616	▲ 1,833
その他の共済事業資産の純増(▲)減	3,478	1,930
その他の共済事業負債の純増減(▲)	▲ 3,241	3,179
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	· ·	,
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	▲ 1,957	▲ 12,437
経済受託債権の純増(▲)減	▲ 13,322	10,915
棚卸資産の純増(▲)減	▲ 1,648	▲ 2,162
支払手形及び経済事業未払金の純増減(▲)	▲ 5,686	391
経済受託債務の純増減(▲)	▲ 191	▲ 71
その他の経済事業資産の純増(▲)減	19,084	▲ 16,346
その他の経済事業負債の純増減(▲)	▲ 18,380	18,816
(その他の資産及び負債の増減)		·
その他の資産の純増(▲)減	▲ 12,282	27,823
その他の負債の純増減(▲)	68,256	3,675
未払消費税等の増減(▲)額	1,881	
信用事業資金運用による収入	478,452	492,887
信用事業資金調達による支出	▲ 39,761	▲ 59,815
共済貸付金利息による収入	<u>-</u>	, ——
共済借入金利息による支出		
事業の利用分量に対する配当金の支払額		
小 計	757,058	1,283,723
雑利息及び出資配当金の受取額	61,999	54,685
雑利息の支払額	▲ 2,417	▲ 1,602
法人税等の支払額	▲ 14,533	▲ 13,202
事業活動によるキャッシュ・フロー	802,106	1,323,603
4 FINE PROTECTION 1 1 7 F - F - F - F - F - F - F - F - F - F	002,100	1,020,000

		(十四:111/
科目	令和4年度 (自 令和 4年4月 1日 至 令和 5年3月31日)	令和3年度 (自 令和 3年4月 1日 至 令和 4年3月31日)
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 1,291,087	▲ 339,956
有価証券の売却による収入	596,686	558,044
有価証券の償還による収入		
固定資産の取得による支出	▲ 213,200	▲ 34,839
固定資産の売却による収入	76,838	2,050
外部出資による支出	▲ 120,000	▲ 795,930
外部出資の売却等による収入		2,000
連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出		
連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 945,757	▲ 608,631
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入		
設備借入金の返済による支出		▲ 6,842
出資の払戻しによる支出	▲ 16,581	▲ 22,501
出資の増額による収入		
持分の取得による支出	▲ 3,963	▲ 3,033
持分の譲渡による収入	2,159	2,792
出資配当金の支払額	▲ 8,636	▲ 9,016
非支配株主への配当金支払額		
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 27,021	▲ 38,600
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	▲ 170,673	▲ 55,368
6 現金及び現金同等物の期首残高	650,641	559,316
7 現金及び現金同等物の期末残高	479,968	503,948

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と(連結)貸借対諸表に掲記されている科目の金額との関係

	令和4年度	令和3年度
現金および預金勘定	56,664,668	57,835,341
別段預金及び定期性預金	▲ 56,184,700	▲ 57,184,700
現金および現金同等物	479,968	650,641

(9)連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等

株式会社 グリーンホームハリマ

②非連結子会社·子法人等

該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連法人等

該当ありません

②持分法非適用の関連法人等

該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

該当ありません

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金であります。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- ①有価証券 (株式形態の外部出資を含む) の評価基準及び評価方法
 - ア. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

- イ. その他有価証券
 - 時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(肥料・農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法
購買品 (農業機械等)	個別法に基づく原価法
上記以外の棚卸資産	総平均法に基づく原価法等

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4年1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日 以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり 計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者 (実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額 を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業及び組合員が生産した農産物を当組合が買い取り、業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④堆肥センター事業

農業生産に必要な堆肥を組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、堆肥を引き渡す業務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、堆肥の引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤葬祭事業

組合員に葬儀の企画・運営サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥診療所事業

組合員に地域医療サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する 義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時 点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「一」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3. 会計方針の変更に関する注記

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 26,744 千円 (繰延税金負債との相殺前)
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 57,027 千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:千円)

項目	金額
建物	27, 724
機械装置	31, 204
車両運搬具	1, 799
合 計	60, 728

(注) 平成3年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金2,658,000千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額

子会社等に対する金銭債務の総額 291,654 千円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 5,456千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 ―

【債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から(iv) までに掲げるものの額及びその合計額】

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	480, 942
危険債権	
三月以上延滞債権	
貸出条件緩和債権	14, 330
合 計	495, 273

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 連結損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1)子会社等との取引による収益総額19,167千円うち事業取引高13,936千円うち事業取引以外の取引高5,231千円(2)子会社等との取引による費用総額5,675千円

うち事業取引高1,419千円うち事業取引以外の取引高4,255千円

【減損損失】

- (3)減損損失に関する注記
- ①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、管理会計の単位に基づいてグルーピングを行っております。営業部、給油所の各拠点、しらぎく会館、みどり診療所については、場所別の管理会計により収益を把握していることから単独の単位としています。本所はJA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。また営農経済センター、販売事業関連施設、農機センター、ライスセンター関連施設、堆肥センターは、管内の組合員のJAの事業利用を促進することで、金融・共済事業、組合員活動において相乗効果を発揮し、JA全体の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位:千円)

場所	用途	種 類				種類			計
場 り	用 坯	建物	構築物	車両運搬具	器具・備品	土 地			
三方給油所 (宍粟市一宮町)	事業用資産					6, 383	6, 383		
千種給油所 (宍粟市千種町)	事業用資産			3, 278			3, 278		
しらぎく会館 (宍粟市一宮町)	事業用資産	35, 402	356	60	96		35, 916		
みどり診療所 (宍粟市一宮町)	事業用資産	13	0		16	32	63		
旧Aコープ波賀店 (宍粟市波賀町)	遊休資産					1, 490	1, 490		
一宮町安積字堂ノ前 (宍粟市一宮町)	遊休資産					9, 895	9, 895		
合 計		35, 416	356	3, 339	113	17,802	57, 025		

③減損損失の認識に至った経緯

しらぎく会館は、2期連続赤字であり短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失を認識しました。

千種給油所、みどり診療所、旧Aコープ波賀店、一宮町安積字堂ノ前土地は、固定資産評価額が低下し、土地時価相当額が下落したため、回収可能額で評価し減損損失を認識しました。

三方給油所は、処分可能額の見直しを行い、最新の回収可能額で評価し減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

しらぎく会館の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は2.85%です。

三方給油所、千種給油所、みどり診療所、旧Aコープ波賀店の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

7. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、国債と地方債であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、 金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に金融共済部を設置し各営業部との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.28%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 43,296 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差額
預金	56, 470, 608	56, 467, 381	▲ 3, 226
有価証券			
その他有価証券	2, 006, 120	2, 006, 120	
貸出金	10, 262, 668		
貸倒引当金(*)	▲ 62, 939		
貸倒引当金控除後	10, 199, 728	10, 288, 942	89, 213
資産計	68, 676, 457	68, 762, 443	85, 986
貯金	69, 039, 377	69, 055, 572	16, 195
負債計	69, 039, 377	69, 055, 572	16, 195

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金につ

いては、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	(十匹: 111)
	貸借対照表計上額
外部出資(*)	4, 814, 688

- (*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用 指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

						(1111)
	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	56, 470, 608					
有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの						2, 100, 000
貸出金(*1,2,3)	2, 311, 739	874, 138	790, 640	710, 838	621, 533	4, 872, 014
合 計	58, 782, 347	874, 138	790, 640	710, 838	621, 533	6, 972, 014

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越 361,981 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。
- (*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 77,963 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件3,800千円は償還日が特定できないため、含めていません。
- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (*)	62, 202, 947	4, 587, 380	1, 848, 194	241, 341	89, 186	70, 327

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種類		取得原価又は償却 原価	貸借対照表 計上額	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が	国債			
取得原価又は償却原	地方債			
価を超えるもの	小計			
貸借対照表計上額が	国債	1, 543, 272	1, 448, 200	▲ 95, 072
取得原価又は償却原	地方債	600, 000	557, 920	▲ 42,080
価を超えないもの	小計	2, 143, 272	2, 006, 120	▲ 137, 152
合 言	+	2, 143, 272	2, 006, 120	▲ 137, 152

^(*)上記評価差額を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

債 券	売却額	売却益	売却損
国債	596, 686	3, 291	
地方債			
合 計	596, 686	3, 291	

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会と㈱りそな銀行との契約による確定給付型年金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	(十四・111)
項目	金額
①期首における退職給付引当金	213, 330
②退職給付費用	54, 035
③退職給付の支払額	▲ 27, 116
④確定給付型年金制度への拠出金	▲ 15, 708
⑤出向負担金受入	800
⑥期末における退職給付引当金	225, 340

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位: 千円)

		(十一下・111)
項目	金	額
①退職給付債務		632, 406
②確定給付型年金制度の積立額		▲ 407, 065
③未積立退職給付債務(①+②)		225, 340
退職給付引当金		225, 340

(4) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

項目	金	額
①勤務費用		54, 835
②出向負担金受入		▲ 800
③退職給付費用(①+②)		54, 035

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員 共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に 充てるため拠出した特例業務負担金 9,580 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、86,204千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位:千円)

		(単位・1円/
	主な内訳	当 期 末
	貸倒引当金超過額	16, 429
	賞与引当金	7, 551
繰	退職給付引当金	63, 818
延	役員退職慰労引当金	5, 352
税	減損損失(土地)	45, 117
	減損損失(減価償却超過額)	83, 736
金	その他有価証券評価差額金	
資	その他	406, 117
産	小 計	665, 785
	評価性引当額	▲ 252, 657
	合 計	413, 127
負 税 繰		-
債 金 延	合 計	
	繰延税金資産の純額	413, 127

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

乙足天劝心	元半と伝入代寺の貝担半との左共の土は原囚	
		当 期 末
法定実效	税率	27.46%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	1. 95%
調	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 11.38%
	住民税均等割	0. 97%
整評価性引当額の増減		8. 27%
	その他	1. 12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		28.39%

11. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ①連結される子会社・子法人等

株式会社 グリーンホームハリマ

②非連結子会社·子法人等

該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連法人等

該当ありません

②持分法非適用の関連法人等

該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

該当ありません

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金であります。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
- ①有価証券 (株式形態の外部出資を含む) の評価基準及び評価方法
 - ア. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

- イ. その他有価証券
 - 時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品 (肥料・農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法
購買品 (農業機械等)	個別法に基づく原価法
上記以外の棚卸資産	総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4年1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実 質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計 トレアいます

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内 部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、 当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業及び組合員が生産した農産物を当組合が買い取り、業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④堆肥センター事業

農業生産に必要な堆肥を組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、堆肥を引き渡す業務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、堆肥の引渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 葬祭事業

組合員に葬儀の企画・運営サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥診療所事業

組合員に地域医療サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。 この利用者等に対する履行義務は、役務提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「一」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3. 会計方針の変更に関する注記

【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として 行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額 から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) 有償支給取引

販売事業における有償支給取引のうち支給品を買い戻す業務を負っている場合について、従来は支給品の消滅と譲渡に係る収益を認識していましたが、支給品の消滅と譲渡に係る収益を認識しない方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の 期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高 から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ68,992千円減少し、販売事業収益および販売事業費用がそれぞれ252千円減少しています。

これにより購買事業総利益、販売事業総利益、事業利益、経常利益及び税引前当期利益に与える影響はありません。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 20,064 千円 (繰延税金負債との相殺前)
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- (2) 固定資産の減損
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 66,817千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画等を勘案 して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して 算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:千円)

	(12:11)
項目	金額
建物	27, 724
機械装置	27, 998
合 計	55, 722

(注) 平成3年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金2,658,000千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 -

子会社等に対する金銭債務の総額 295,360千円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

(4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 9,835千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額】

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

	(十1元・111)
項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	494, 127
危険債権	15, 695
三月以上延滞債権	1,004
貸出条件緩和債権	16, 556
合 計	527, 383

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及び これらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収 及び利息の受け取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 連結損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1)子会社等との取引による収益総額19,343千円うち事業取引高14,120千円うち事業取引以外の取引高5,223千円

(2) 子会社等との取引による費用総額

うち事業取引高

5,584千円 2,564千円 3,020千円

うち事業取引以外の取引高

【減損損失】

(3)減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、管理会計の単位に基づいてグルーピングを行っております。営業部、給油所の各拠点、しらぎく会館、みどり 診療所については、場所別の管理会計により収益を把握していることから単独の単位としています。本所はJA全体のキャッ シュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。また一宮営農経済センター、販売事業関 連施設、農機センター、ライスセンター関連施設、堆肥センターは、管内の組合員のJAの事業利用を促進することで、金融・ 共済事業、組合員活動において相乗効果を発揮し、JA全体の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えら れるため、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位:千円)

場所	用途		種	類		計
物がり	用 歴	建物	構築物	器具・備品	土地	Π
旧下三方支所 (宍粟市一宮町)	遊休資産	1, 335		_	8, 299	9, 634
旧繁盛支所 (宍粟市一宮町)	遊休資産	_	_	_	5, 964	5, 964
一宮給油所 (宍粟市一宮町)	事業用資産	_		_	1, 244	1, 244
三方給油所 (宍粟市一宮町)	事業用資産	_	1	_	2, 142	2, 142
千種給油所 (宍粟市千種町)	事業用資産	_	1	_	2, 298	2, 298
しらぎく会館 (宍粟市一宮町)	事業用資産	15, 018	162	276	1	15, 456
みどり診療所 (宍粟市一宮町)	事業用資産	2, 765	105	3, 050	5, 037	10, 959
ちくさふれあい広場 (宍粟市千種町)	遊休資産	292	_	_	1, 940	2, 232

旧伊和簡易局 (宍粟市一宮町)	遊休資産	777	3	_	88	869
旧Aコープみかた店 (宍粟市一宮町)	遊休資産	530	1	_	4, 950	5, 480
旧 A コープ波賀店 (宍粟市波賀町)	遊休資産	1	1	_	10, 534	10, 534
合 計		20,719	271	3, 327	42, 500	66, 817

③減損損失の認識に至った経緯

一宮給油所、三方給油所、千種給油所、みどり診療所、しらぎく会館グループは、営業活動から生じる損益で減損の兆候があり、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失を認識しました。

遊休資産である旧下三方支所、旧繁盛支所、ちくさふれあい広場、旧伊和簡易局、旧Aコープみかた店、旧Aコープ波賀店は、管内土地の地価が下落した結果、土地の売却による回収可能額が減少したため、減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

しらぎく会館以外のグループでは、固定資産の回収可能額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産 税評価額等に基づいて算定しています。

しらぎく会館グループでは、固定資産の回収可能価額については、使用価値を採用しており、適用した割引率は 2.95%です。

7. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、国債と地方債であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、 金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に金融共済部を設置し各営業部との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 2,691 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めてい

ます。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性) を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額 時 価		差額
預金	57, 703, 808	57, 704, 951	1, 142
有価証券			
その他有価証券	1, 393, 850	1, 393, 850	_
貸出金	10, 239, 603		
貸倒引当金(*)	▲ 59, 303		
貸倒引当金控除後	10, 180, 299	10, 325, 145	144, 845
資産計	69, 277, 958	69, 423, 946	145, 987
貯金	69, 413, 913	69, 431, 760	17, 846
負債計	69, 413, 913	69, 431, 760	17, 846

- (*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。
- (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	(平匹:11)/_
	貸借対照表計上額
外部出資(*)	4, 695, 374

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
預金 有価証券	57, 703, 808	_	_	_	_	_
その他有価証券のうち満期があるもの	_	_	_	_	_	1, 400, 000
貸出金(*1,2,3)	2, 410, 301	916, 929	715, 389	710, 184	633, 283	4, 740, 343
合 計	60, 112, 850	916, 929	715, 389	710, 184	633, 283	6, 140, 343

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越 375,727 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。
- (*2)貸出金のうち、3ヶ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 107,531 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件5,640千円は償還日が特定できないため、含めていません。
- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (*)	61, 820, 306	3, 497, 172	4, 116, 103	206, 383	251, 527	113, 121

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位:千円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額 (*)
貸借対照表計上額が	国債	98, 740	99, 150	409
取得原価又は償却原	地方債	_	_	_
価を超えるもの	小計	98, 740	99, 150	409
貸借対照表計上額が	国債	1, 050, 493	1,010,710	▲ 39, 783
取得原価又は償却原	地方債	300,000	283, 990	▲ 16,010
価を超えないもの	小計	1, 350, 493	1, 294, 700	▲ 55, 793
合 計		1, 449, 234	1, 393, 850	▲ 55, 384

(*)上記評価差額を、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

-	. • 1147							
債 券		売却額	売却益	売却損				
	国債	409, 747	1, 214					
	地方債							
	合 計	409, 747	1, 214					

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会と㈱りそな銀行との契約による確定給付型年金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	(十四・111)
項目	金額
①期首における退職給付引当金	206, 412
②退職給付費用	27, 006
③退職給付の支払額	▲ 4,832
④確定給付型年金制度への拠出金	▲ 16, 426
⑤出向負担金受入	1, 169
⑥期末における退職給付引当金	213, 330

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位: 千円)

項目	金額
①退職給付債務	633, 088
②確定給付型年金制度の積立額	▲ 419, 757
③未積立退職給付債務(①+②)	213, 330
退職給付引当金	213, 330

(4) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

項目	金額
①勤務費用	28, 176
②臨時に支払った割増退職金	_
③出向負担金受入	▲ 1, 169
④退職給付費用(①+②+③)	27, 006

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員 共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に 充てるため拠出した特例業務負担金10,935千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、103,528 千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位: 千円)

		(単位:十円)
	主 な 内 訳	当 期 末
繰	貸倒引当金超過額	15, 264
延	賞与引当金	8, 029
	退職給付引当金	58, 580
税	役員退職慰労引当金	19, 606
金	減損損失(土地)	39, 662
資	減損損失(減価償却超過額)	77, 202
産	その他	18, 436
生	小 計	236, 781
	評価性引当額	▲ 209, 263
	合 計 ①	27, 518
負税繰		_
負税繰債金延	合 計 ②	_
	繰延税金資産の純額 ①+②	27, 518

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

		当期末
法定	実効税率	27.46%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	3. 32%
調	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 18.27%
	住民税均等割	1.78%
整	評価性引当額の増減	3.89%
	その他	▲ 44.94%
税効	果会計適用後の法人税等の負担率	▲ 26.76%

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(10)農協法に基づく開示債権

連結によるリスク管理債権額の変更はありません。

(11)連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:千円)

	区	分		項目	令和4年度	令和3年度	
				事業収益	582,989	581,596	
信	用	事	業	経常利益	146,487	121,337	
				資産の額	69,270,773	69,802,619	
				事業収益	356,616	381,598	
共	済	済 事 業	業	経常利益	77,851	100,876	
				資産の額	795	4,274	
			事業収益	395,587	364,053		
農	業 関	連事	事 業	経常利益	▲ 95,425	▲ 81,581	
				資産の額	445,169	447,301	
		の他事業		事業収益	949,531	963,516	
そ	の ft		他 事 業	業	経常利益	2,237	▲ 17,617
			資産の額	6,160,315	6,021,183		
				事業収益	2,284,723	2,290,763	
	Ē	計		経常利益	131,150	123,015	
				資産の額	75,877,052	76,275,377	

(注)連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

2. 連結自己資本の充実の状況

- ◇連結自己資本比率の状況 令和4年3月末における連結自己資本比率は、19.89%となりました。
- ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実 連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

〇 普通出資による資本調達額

項 目	内 容	
発行主体	ハリマ農業協同組合	
資本調達手段の種類	普通出資	
コア資本に係る基礎項目に算入した額	851百万円 (前年度868百万円)	

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1)自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	令和4年度	令和3年度
	71444度	サ州の牛皮
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 	5,987,783	5,961,463
うち、出資金及び資本剰余金の額	851,401	868,657
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	5,153,259	5,108,506
うち、外部流出予定額(▲)	8,430	8,636
うち、上記以外に該当するものの額	▲8,447	▲ 7,063
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,240	3,874
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,240	3,874
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の 額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する 額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	5,991,023	5,965,338
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合 計額	1,858	2,003
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,858	2,003
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		

		ī
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの の額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの の額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,858	2,003
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	5,989,164	5,963,335
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	27,772,771	28,144,768
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲180,854	▲361,708
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲180,854	▲361,708
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,341,871	2,412,251
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	30,114,643	30,557,020
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(二))	19.89%	19.52%
信用リスク・アセットの額の合計額 うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 うち、他の金融機関等向けエクスポージャー うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額 うち、上記以外に該当するものの額 オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 信用リスク・アセット調整額 オペレーショナル・リスク相当額調整額 リスク・アセット等の額の合計額 (二) 連結自己資本比率	▲180,854 ▲180,854 ———————————————————————————————————	▲361,708 ▲361,708 ————————————————————————————————————

(注)

- 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。 2. 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用につい
- 2. 当連携グルーブは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 3. 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

		人 10.4 左立			^100 tr ch	
	エクスポージャー	令和4年度	所要自己資本額	エクスポージャー	令和3年度 リスク・アセット額	- 正西白コ姿士
	の期末残高	リスソ・アセット領 a	的安日已具本領 b=a×4%	の期末残高	リスソ・アセット領	的安日亡貝本 b=a×4%
現金	194,060			131,532		5 47-77
我が国の中央政府及び中央銀行	·			·		
向け	1,544,001			1,149,996		_
外国の中央政府及び中央銀行向 け						_
国際決済銀行等向け						_
我が国の地方公共団体向け	2,844,727			2,018,743		_
外国の中央政府等以外の公共部 門向け						_
国際開発銀行向け			-			_
地方公共団体金融機構向け						_
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						_
金融機関及び第一種金融商品取 引業者向け	56,470,608	11,294,121	451,764	57,703,808	11,540,761	461,6
法人等向け	720,095	125,510	5,020	713,107	124,054	4,9
中小企業等向け及び個人向け	2,201,077	1,029,514	41,180	2,324,472	1,105,301	44,2
				659,475		
抵当権付住宅ローン	577,412	170,395	6,815	009,470	226,565	9,0
不動産取得等事業向け				45.004	40.404	
三月以上延滞等	19,526			45,634		1,7
取立未済手形	27,465	5,493	219	20,175	4,035	
信用保証協会等保証付	2,898,773	284,586	11,383	3,014,774	293,972	11,7
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付						_
共済約款貸付						
出資等	123,255	123,255	4,930	123,255	143,255	5,7
(うち出資等のエクスポー ジャー)	123,255	123,255	4,930	123,255	143,255	5,7
(うち重要な出資のエクスポー ジャー)						_
上記以外	8,267,736	14,905,565	596,222	8,308,737	15,025,049	601,0
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)						_
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,808,589	12,021,473	480,858	4,809,158	12,022,896	480,9
(うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエ クスポージャー)	703	1,759	70	758	1,895	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)						_
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)						_
(うち上記以外のエクスポー ジャー)	3,458,443	2,882,332	115,293	3,498,820	3,000,256	120,0
証券化						_
(うちSTC要件適用分)						_
(うち非STC適用分)						·

再証券化						
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー						
(うちルックスルー方式)						
(うちマンデート方式)						
(うち蓋然性方式250%)						
(うち蓋然性方式400%)						
(うちフォールバック方式)						
経過措置によりリスク・アセットの額 に算入されるものの額						
他の金融機関等の対象資本調達 手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額 に算入されなかったものの額(△)		180,854	7,234		361,708	14,468
標準的手法を適用するエクスポー ジャー別計	75,888,740	27,772,771	1,110,910	76,213,713	28,144,768	1,125,790
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスポージャー						
合計(信用リスク・アセットの額)	75,888,740	27,772,771	1,110,910	76,213,713	28,144,768	1,125,790
オペレーショナル・リスクに対する	オペレーショナル 8%で除して得た		所要自己資 本額	オペレーショナル 8%で除して得た		所要自己資 本額
所要自己資本の額	á	а	b=a×4%	a	a	b=a×4%
<基礎的手法>		2,341,871	93,674		2,412,251	96,490
所要自己資本額計	リスク・アセッ	卜等(分母)計	所要自己資 本額	リスク・アセット	卜等(分母)計	所要自己資 本額
	á	а	b=a×4%	a	а	b=a×4%
		30,114,643	1,204,585		30,557,020	1,222,280

- (注) 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャー の種類ごとに記載しています。
 - 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 - 3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 - 5. 証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置による リスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・ア セットの額に算入したものが該当します。
 - 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額
 - 8. JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8%

(3)信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等 は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 8)をご参照ください。 (注)単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

	令和4年度								△ ∓r	10年度	(早)	立:十円)
				ጉ ለ	14平皮				ጉ ለ	3年度		
	×		信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店 頭デリ バティ ブ	三月以上 延滞エクス ポージャー	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店 頭デリ バティ ブ	三月以上 延滞エクス ポージャー
		農業	45,508	45,508				49,717	49,717			
		林業	22,510	22,510				19,487	19,487			
		水産業										
		製造業	300,760	300,760				263,474	263,474			
		鉱業										
	>+	建設•不動産業	96,604	96,604			17,101	107,771	107,771			17,953
	法人	電気・ガス・熱 供給・水道業	0	0				524	524			
		運輸·通信業										
		金融•保険業	56,583,801	120,569				57,935,548	57,935,548			
		卸売・小売・飲 食・サービス 業	408,504	408,504				462,237	462,237			
		日本国政府· 地方公共団体	4,388,729	2,244,031	2,144,698			3,168,740	1,718,448	1,450,291		
		上記以外	25,286	25,286				35,206	35,206			
	個,	\	7,023,634	7,023,634			62,238	7,369,875	7,369,871			83,021
	その	D他	7,108,850	94,248			18	6,931,431				
業種	重別	残高計	76,004,190	10,381,658	2,144,698		79,357	76,344,014	10,267,878	1,450,291		100,975
	1年	以下	56,977,920	1,314,687				59,067,880	1,373,471			
	1年	超3年以下	1,373,762	573,762				635,951	635,951			
	3年	超5年以下	700,177	700,177				766,813	766,813			
	5年	超7年以下	546,075	546,075				497,560	497,560			
	7年	超10年以下	2,523,455	2,423,302	100,153			1,745,231	1,745,231			
		 超	6,240,831	4,196,286	2,044,544			6,132,115	4,681,823	1,450,291		
	期限いも	艮の定めのな 5の	7,641,968	627,366				567,029	567,029			
残礼	字期	間別残高計	76,004,190	10,381,658	2,144,698			76,344,014	10,267,878	1,450,291	—	

(注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償 却の額

(単位:千円)

													(平位:	1 1 3/
					令4元年	丰度					令3元年	年度		
		区 分	期首	期中	期中洞	域少額	期末	貸出金	期首	期中	期中源	域少額	期末	貸出金
			残 高	増加額	目的使用	その他	残 高	償 却	残 高	増加額	目的使用	その他	残 高	償 却
_	般1	貸倒引当金	3,874	3,180		3,874	3,180		2,624	3,874		2,624	3,874	
個	別1	貸倒引当金	55,586	59,831	6,422	49,164	59,831	\setminus	45,452	55,586	754	44,698	55,586	
		農業												
		林業												
		水産業												
	法	製造業												
		鉱業												
		建設·不動 産業	9,671	16,951		9,671	16,951		6,877	9,671		6,877	9,671	
		電気・ガス・ 熱供給・水 道業												
	人	運輸・通信 業												
		金融·保険 業												
		卸売・小売・ 飲食・サービ ス業												_
		その他	65	18		65	18		82	82		82	65	
		個 人	45,849	42,861	6,422	39,428	42,861		38,493	45,849	754	37,739	45,849	
	業	種別計	55,586	59,831	6,422	49,164	59,831		45,452	55,586	754	44,698	55,586	

- (注)1. 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。
 - 2. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	リスク・ウエイト 0%		4,582,726	4,582,726		3,298,677	3,298,677
	リスク・ウエイト 2%						
	リスク・ウエイト 4%						
	リスク・ウエイト 10%		2,845,858	2,845,858		2,939,723	2,939,723
信用リス	リスク・ウエイト 20%		56,494,730	56,494,730		57,714,585	57,714,585
ク削減効	リスク・ウエイト 35%		375,221	375,221		647,330	647,330
果勘案後	リスク・ウエイト 50%		70,118	70,118		59,144	59,144
残高	リスク・ウエイト 75%		1,262,479	1,262,479		1,370,322	1,370,322
	リスク・ウエイト100%		3,267,430	3,267,430		3,537,648	3,537,648
	リスク・ウエイト150%		1,646	1,646		9,867	9,867
	リスク・ウエイト250%		4,707,502	4,707,502		4,608,887	4,608,887
	その他						
リスク・ウ	アエイト1250%						
	計		73,607,713	73,607,713		74,186,185	74,186,185

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格リスク・ウエイト250%付機関による依頼格付のみ使用しています。
 - 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 - 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 61)をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

				+ 12 · 1 1 1/		
		令和4年度		令和3年度		
区分	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け						
地方三公社向け						
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け						
法人等向け	430,824			461,651		
中小企業等向け及び個人向け	106,700	413,270		102,776	387,798	
抵当権住宅ローン		195,342				
不動産取得等事業向け						
三月以上延滞等						
証券化						
中央清算機関関連						
上記以外	108,842	130,656		97,919	77,597	
合 計	646,367	739,269		662,347	465,396	

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 3. 「証券化」(証券化エクスポージャー)とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、 その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
 - 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、当該第三者に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- (5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7)オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (p.8)をご参照ください。

- (8)出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
- ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 61)をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和4	1年度	令和3年度		
	貸借対照表計上 額	時価評価額	貸借対照表計上 額	時価評価額	
上場	2,006,120	2,006,120	1,393,850	1,393,850	
非上場	4,810,016	4,810,016	4,691,275	4,691,275	
合 計	6,816,136	6,816,136	6,105,125	6,105,125	

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

	令和4年度		令和3年度			
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額	
3,291			1,214			

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額(その他有価証券の評価損益等)

(単位:千円)

令和4	1年度	令和3年度		
評価益	評価損	評価益	評価損	

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

令和4	1年度	令和3年度		
評価益	評価損	評価益	評価損	

(9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		
マンデート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		

(10)金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定方法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定方法は、単体の開示内容(p. 64)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 :金利リスク							
項番		⊿EVE		⊿NII			
		令和4年度	令和3年度	令和3年度	令和3年度		
1	上方パラレルシフト	154	29				
2	下方パラレルシフト						
3	スティープ化	305	210				
4	フラット化						
5	短期金利上昇						
6	短期金利低下	38	9				
7	最大値	305	210				
		令和4年度		令和3年度			
8	自己資本の額	5,989		5,963			

<開示項目対比掲載ページ> 農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	D. 開示基準項目		掲載ページ		
П	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目				
1	1. Man 手体で への / 1 へ が				
-	理事及び監事の氏名及び役職名				
-	会計監査人の氏名又は名称				
-	事務所の名称及び所在地				
_	特定信用事業代理業者に関する事項		20		
	5 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地		20		
	(2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地				
6	6 主要な業務の内容		10		
7	7 事業の概況		3		
П	直近5事業年度における業務の状況を示す指標				
	(1) 経常収益 (8) 貸出金残高				
	(2) 経常利益又は経常損失 (9) 有価証券残高				
0	8 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (10)単体自己資本比率	(11)剰余金の配当の金額			
ŏ					
	(5) 純資産額 (12)職員数	(12)職員数			
	(6) 総資産額				
	(7) 貯金等残高				
	直近2事業年度の事業の状況を示す指標				
	9 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (3) 貸出金等に関する指標		45		
	(2) 貯金に関する指標 (4) 有価証券に関する指標				
-	0 リスク管理の体制		8		
-	1 法令遵守の体制		9		
_	2 中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況		7		
-	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容				
-	4 直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書		21		
	直近2事業年度の債権に係る事項				
		正常債権	48		
	(2) 危険債権 (4) 貸出条件緩和債権				
-	6 元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項		48		
-	7 直近2事業年度の自己資本の充実の状況		55		
	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益				
	(1) 有価証券 (4) 金融等デリバティブ取引 (3) A c を の (5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4				
18	[(法第10条第6項第13号に規定する取引)			
	(3) 取引所金融先物取引等 (5) 有価証券店頭デリバティブ取引	+ 7 57 71)			
10		(法第10条第6項第15号に規定する取引)			
-	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額		49		
-	0 直近2事業年度の貸出金償却の額 1 法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨		49		
۷1			44		
Ш	Ⅱ. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目				
-	1 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成		65		
	組合の子会社等の事項				
	(1) 名称 (5) 設立年月日	o this A	65		
		(6) 組合が有する子会社等の議決権の割合			
	(3) 資本金又は出資金 (7) 組合の他の子会社等が有する当	該ナ会社寺の議決権の割合 			
-	(4) 事業の内容		25		
-	3 事業の概況		65		
	直近5連結事業年度の連結ベースでの業務の状況を示す指標				
4	4 (1) 経常収益 (4) 純資産額 (7) 公次金額		66		
	(2) 経常利益又は経常損失 (5) 総資産額				
H	3) 当期利益又は当期損失 (6) 連結自己資本比率				
-	5 直近2連結事業年度の連結ベースでの貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書				
	直近2連結事業年度の債権に係る事項 6/1) 加充更供集権取びこれとに進業を集権。(2) ニョルトな滞集権	工 学 /手	07		
		正常債権	87		
-	(2) 危険債権 (4) 貸出条件緩和債権 (4) 貸出条件緩和債権 (4) 貸出条件緩和債権		0.7		
-	7 直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況		87		
8	8 直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額		87		





ハリマ農業協同組合

兵庫県宍粟市一宮町東市場429番地1 TEL 0790-72-1234代

E-mail info@ja-harima.or.jp URL https://www.ja-harima.jp/